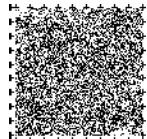


青梅市食育推進計画

平成 22 年 3 月

青 梅 市



ごあいさつ



「食」は、生活を営むうえでの基本であり、生きる力を生み出す源であります。しかし、近年、朝食を食べない子どもの増加、不規則な食事や偏食等の食生活の乱れや変化が多くみられます。そのため、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進することが重要な課題となっています。

このような状況の中、国では「食育基本法」を制定するとともに食育推進基本計画を策定し、東京都においては東京都食育推進基本計画を策定しました。本市においても、関係団体の代表および公募の市民の方々からなる「青梅市食育推進計画策定懇談会」を設置し、委員の皆様の協力を得て、青梅市における食育を推進するための指針として、「青梅市食育推進計画」を策定いたしました。

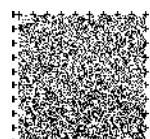
本計画では、「食を通して地域の人の輪が広がる 元気で楽しい健康づくり」を基本理念とし、家庭において健康的な食生活を実践できる力を身につける食育の推進はもとより、地域に根ざした食育を推進することにより、地域が一体となった取組を進めます。

今後、本計画を推進し実行するためには、家庭、事業者、市民団体、地域の皆様、そして行政との協働が必要です。市民の皆様におかれましても、食育の推進への御理解、御協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、御尽力いただきました策定懇談会委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリックコメントに御意見をお寄せいただきました、市民ならびに関係者の皆様に心より御礼申し上げます。

平成22年3月

青梅市長 竹内俊夫



目 次

第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置付け	4
3. 他の計画との関係	4
4. 計画の期間	5
5. 食育のネットワーク	6

第2章 青梅市の食をめぐる現状と課題

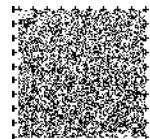
1. 食生活と健康	9
2. 食を取り巻く環境	11
3. 食に関する情報	14
4. 学校等の食	15
5. 食文化の継承	15
6. 食の体験	16

第3章 食育の基本方針

1. 基本理念	21
2. 基本的な目標	22
目標1 規則正しい食習慣と生活リズムを身につける	22
目標2 食育を通して子どもの健やかな発育を促す	22
目標3 食の安全・安心への理解を深め、支援に努める	23
目標4 地域の伝統的な食文化の継承に努める	23
目標5 地場農産物を通して地域のつながりを広める	24
目標6 楽しく食べる環境づくりに努める	24

第4章 食育の施策展開

I. 食による心身の健康づくり	27
1. 妊娠期・乳幼児期の食育	28
(1) 妊娠期	28
(2) 乳幼児期（0～5歳）	30
2. 学齢期の食育	32
(1) 小・中学生（6～15歳）	32
3. 成人期の食育	35
(1) 思春期・青年期（16～24歳）	35
(2) 壮年期（25～39歳）	38
(3) 中年期（40～64歳）	40
(4) 高齢期（65歳以上）	42



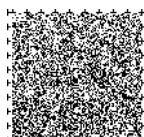
II. 青梅の食でつくる 魅力ある地域づくり	45
1. 地産地消の推進と食文化の継承	46
(1) 地産地消運動の推進	47
(2) 協力店の認定制度の検討	47
(3) 学校給食における地場農産物の活用	47
(4) 栄養バランスの取れた食生活の普及	48
(5) 食文化の掘り起こしと継承	48
2. 市民農園等の整備	49
(1) 市民農園の整備	49
(2) 教育ファーム活動の推進	49
3. 食の安全と環境への配慮	50
(1) 食の安全に関する理解の促進	50
(2) 環境保全型農業の推進	50
(3) 環境への配慮	51
4. 市民による食育の推進	52
(1) 地域の食育活動の推進	52
(2) 食育推進ボランティアの育成	52

第5章 食育の推進にあたって

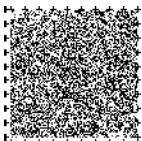
1. 推進体制	55
2. 家庭、地域等に期待される役割	56
(1) 家庭の役割	56
(2) 保育所・幼稚園の役割	56
(3) 学校の役割	56
(4) 生産者・事業者の役割	57
(5) 地域の役割	57

資料編

資料 1 青梅市食育推進計画策定懇談会設置要綱	61
資料 2 青梅市食育推進計画策定懇談会委員名簿	63
資料 3 青梅市食育推進計画策定懇談会検討経過	64
資料 4 青梅市食育推進計画調査検討会設置要綱	65
資料 5 青梅市食育推進計画調査検討会委員名簿	67
資料 6 青梅市食育推進計画調査検討部会委員名簿	68
資料 7 食生活と食育に関する市民意識調査〈概要〉	69
資料 8 パブリックコメントについて	97
資料 9 食育基本法（平成17年法律第63号）	106



第1章 はじめに



1

計画策定の趣旨

人生をより豊かで、健康に過ごすために「食」は欠かせない大切な要素の一つです。しかし、社会経済情勢の変化、ライフスタイルの多様化などにより、食を大切にする心の欠如や栄養バランスの偏り、肥満や生活習慣病の増加など、食をめぐる様々な問題が指摘されています。

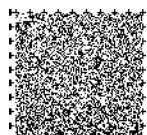
こうした状況の変化に対応するため、国においては平成17年6月に、健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育の推進について定めた「食育基本法」が制定され、国の食育の推進に関する施策についての基本的な方針等を定めた「食育推進基本計画」を平成18年3月に策定、東京都においても、平成18年9月に「東京都食育推進計画」を策定しました。

そこで本市においても、市の他の計画との整合性を踏まえながら、食育基本法にもとづき、青梅市における食育に関する施策の総合的で計画的な推進を図るための指針として、「青梅市食育推進計画」を策定しました。

市民の食を取り巻く現状と課題を踏まえ、健康的な食生活を実践できる力を身につける食育の推進はもとより、地域に根ざした食育を推進することにより地域が一体となった取り組みの方向を明らかにしています。また、本計画の策定とあわせ「青梅市健康増進計画」の改定を進めてきましたが、本計画は健康づくりを食育の面から支えることとなります。

食育基本法に掲げられた基本的施策

- ①家庭における食育の推進
- ②学校、保育園等における食育の推進
- ③地域における食生活の改善のための取組の推進
- ④食育推進運動の展開
- ⑤生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- ⑥食文化の継承のための活動への支援等
- ⑦食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進



2

計画の位置付け

本計画は食育基本法第18条にもとづく市町村食育推進計画に位置づけられるものです。

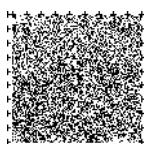
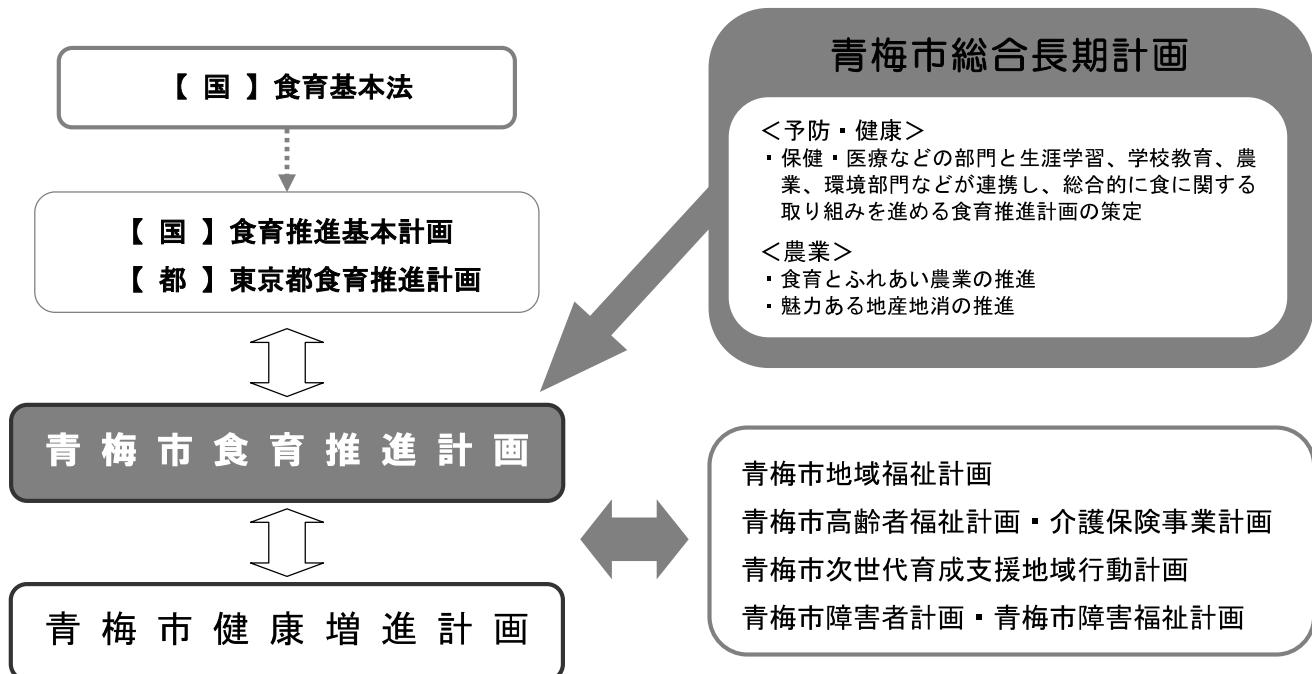
食育の主役である市民はもちろん、家庭・地域、学校、事業者のそれぞれ果たす役割を示すとともに、本計画にもとづき青梅市が中心となり食育を推進します。

3

他の計画との関係

本計画は、本市の最上位の計画である「青梅市総合長期計画」を補完する個別計画であり、同計画において食育は、「予防・健康」と「農業」の中に位置づけられています。

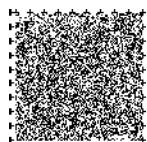
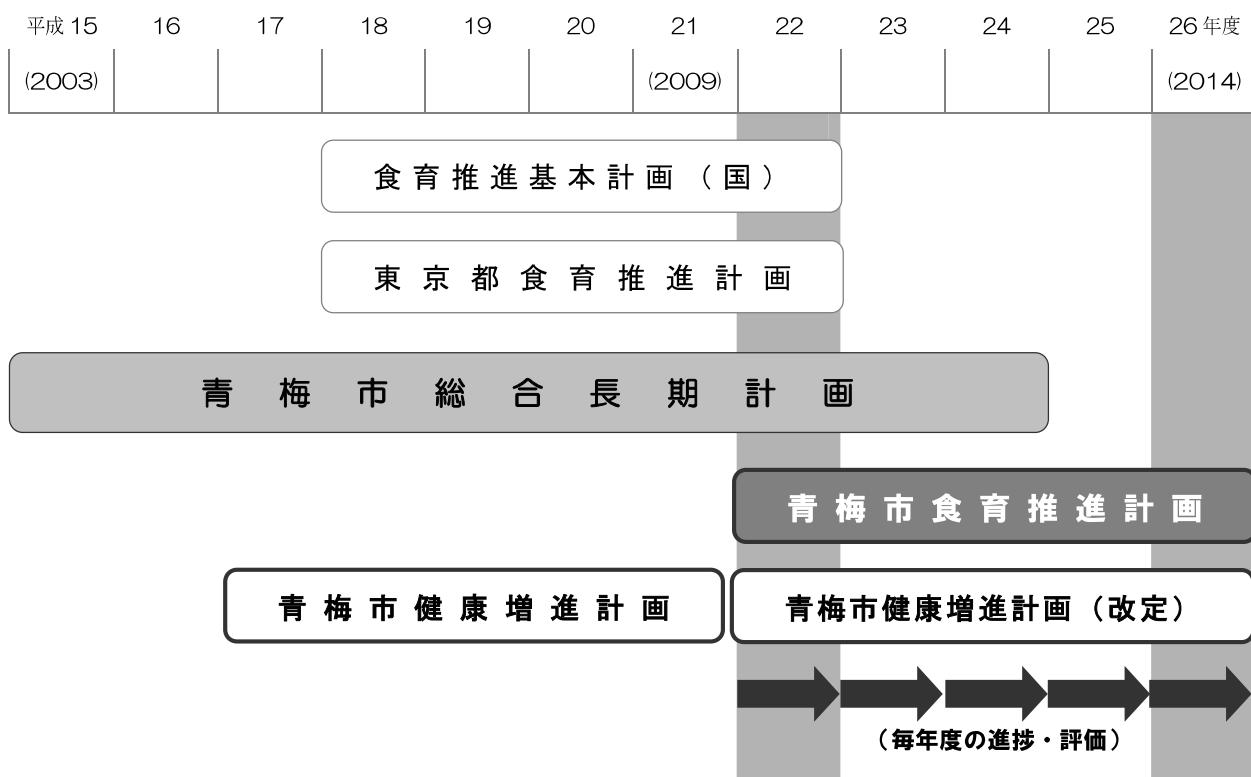
また、食育は裾野の広い取り組みであることから、様々な分野にわたる市の個別計画と関連性を持っています。特に、市民の健康づくりに関する「青梅市健康増進計画」を食育の面から支えていくこととなり、計画の推進にあたっては連携を強めています。



4

計画の期間

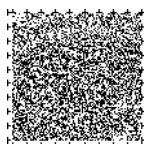
本計画の期間は、平成 22 年度（2010 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までの 5 年間とします。



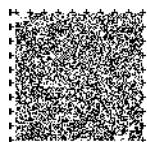
5

食育のネットワーク

食育の基本は、家庭や地域において、日々の食生活や食習慣によって培われるものです。本計画は、家庭がそうした役割を十分に果たしていくことができるよう家庭・地域、事業者、行政が連携し地域ぐるみの取り組みを推進します。



第2章 青梅市の食をめぐる 現状と課題



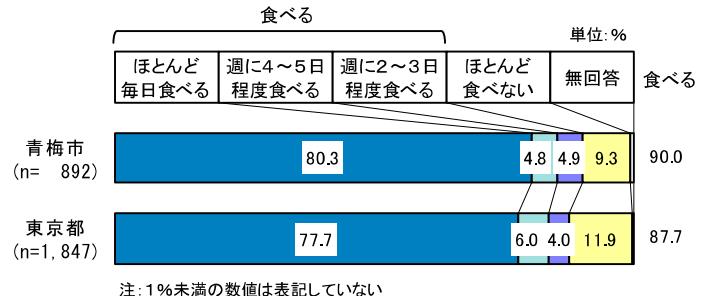
市民の食に対する現状を把握するにあたってアンケート調査を行いました。

調査対象	調査対象者数(A)	調査方法	調査時期	有効回収数(B)	回収率(B/A)
市内に在住する18歳から70歳代の男女個人	2,000人	郵送配布・郵送回収	平成20年12月	892人	44.6%

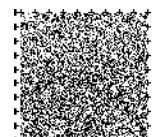
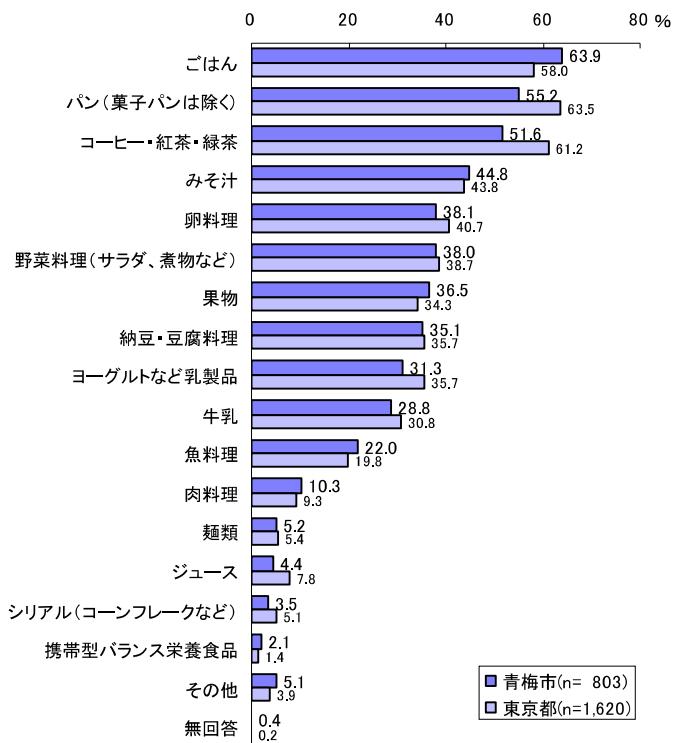
1 食生活と健康

① 欠食は少なく、朝食の内容も充実している

- 朝食は『食べる』が9割と東京都をやや上回りますが、男性や20歳代および50~54歳に「ほとんど食べない」がやや多くなっています。

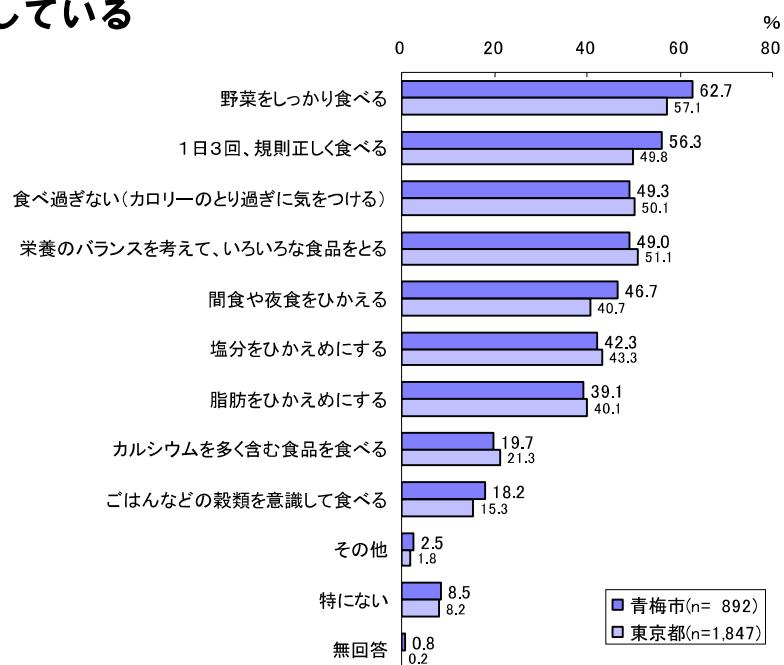


- 朝食の内容は最も多いのが「ごはん」であり、東京都を上回ります。また、よく食べるものは「ごはん、パン（菓子パン除く）・穀類」「野菜」「魚」「納豆・豆腐」「肉」などの順となっています。

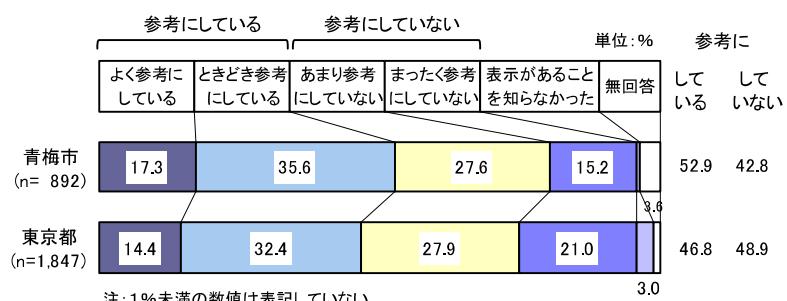


② 食を大切に・栄養にも注意している

- 食事で気をつけていることは、最も多いのが「野菜をしっかり食べる」次いで「1日3回、規則正しく食べる」であり、いずれも本市が東京都を上回ります。

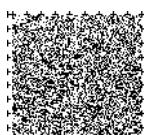
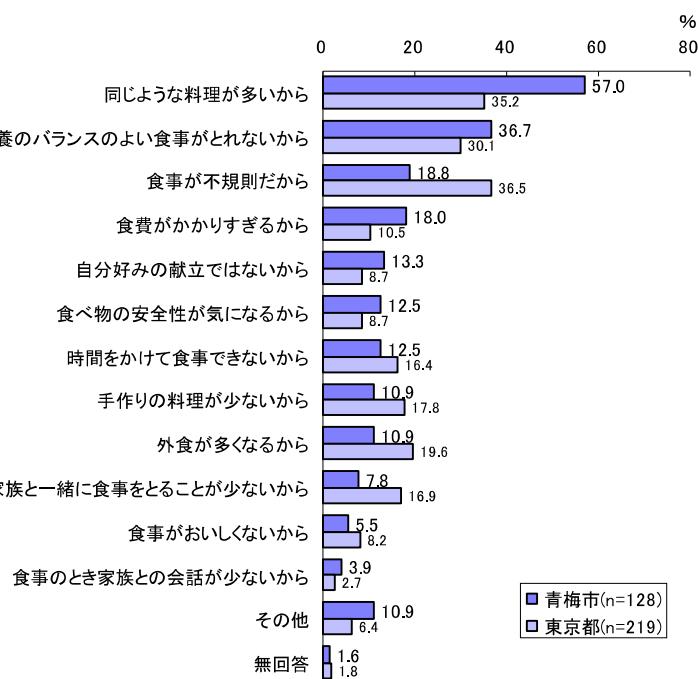


- 外食や食品購入時の栄養表示を『参考にしている』は5割を超え、東京都を上回ります。



③ 食生活のマンネリ化への対応

- 現在の食生活に不満の理由として最も多いのが「同じような料理が多いから」となっています。

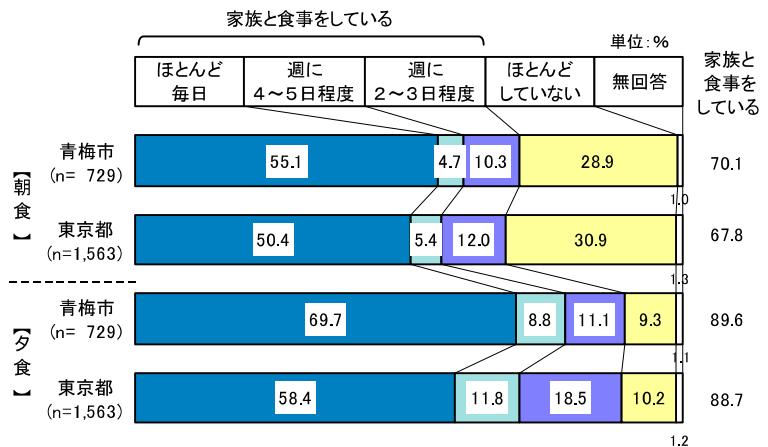


2

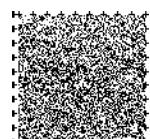
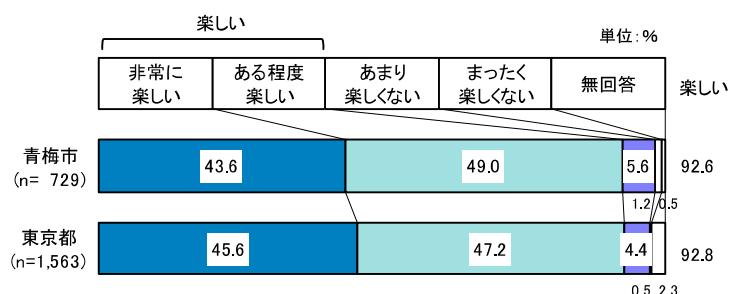
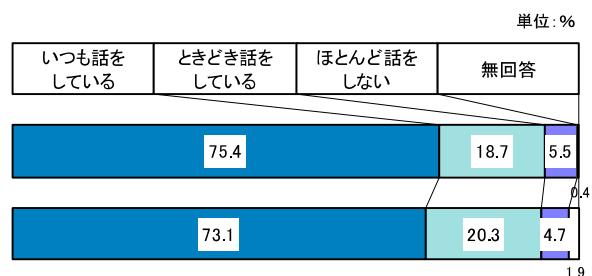
食を取り巻く環境

① 食を楽しんでいる

- 『家族で食事をしている』は朝食で7割、夕食で9割といずれも東京都を上回り、孤食はそれほど多くないと考えられます。

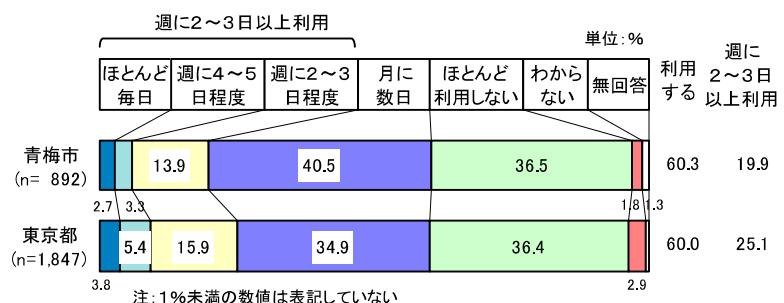
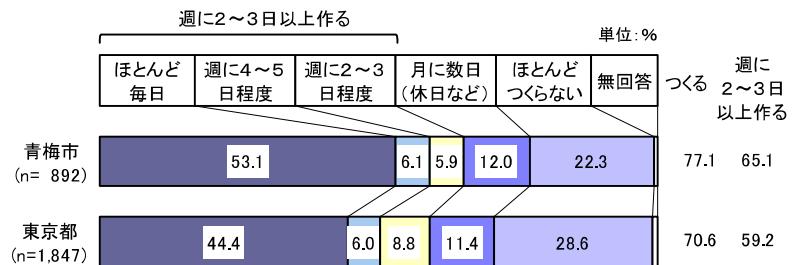


- 夕食の時の家族の会話は「いつも話をしている」は東京都をやや上回り、家族と一緒に食事が『楽しい』は東京都とほぼ同じとなっています。

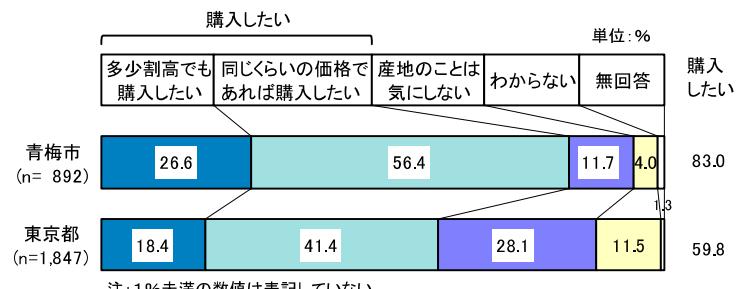


② 食にこだわる人が多い

- 自分で料理を作る頻度は「ほとんど毎日」が5割を超え、東京都を1割近く上回り、また、調理済み食品を『週に2～3日以上利用する』は東京都を下回る2割にとどまります。

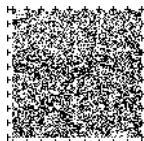
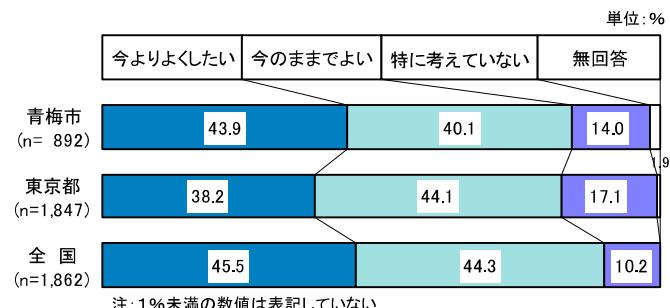


- 地元の産物を『購入したい』は8割を超え、食品を選ぶ時の基準として「産地」は5割の人があげています。



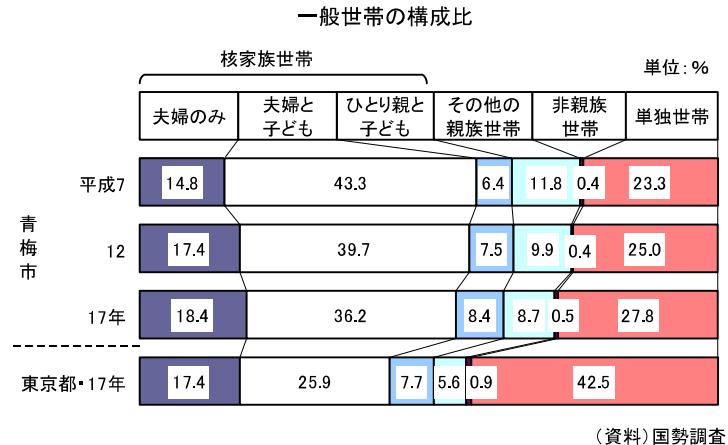
③ 食への関心は高い

- 今後の食生活について「今よりもよくしたい」は東京都を上回り、また、食育の認知度についても8割と東京都を上回ります。

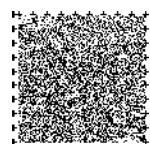
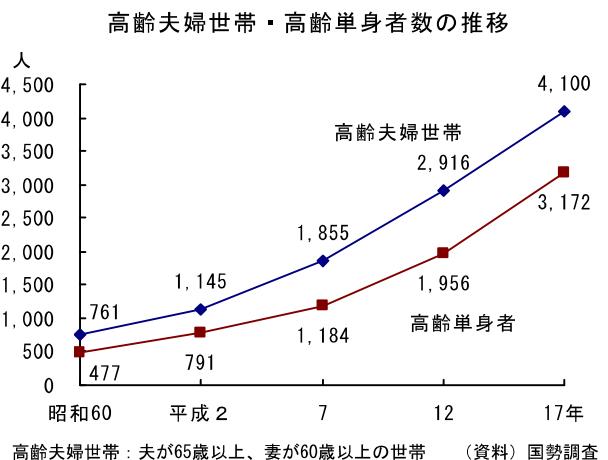


④ 家族構成において少子・高齢化が着実に進んでいる

- 世帯構成は、「夫婦と子ども」世帯が 36.2%と最も多く、東京都を大きく上回りますが、「その他の親族世帯（主に 3 世代同居）」と同様に次第に減少しつつあります。



- 高齢夫婦世帯、高齢単身者は急激な増加を続けています。

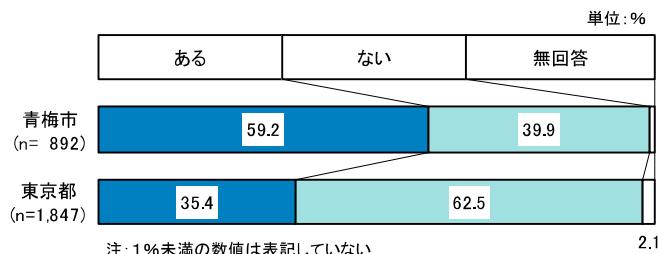


3

食に関する情報

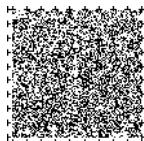
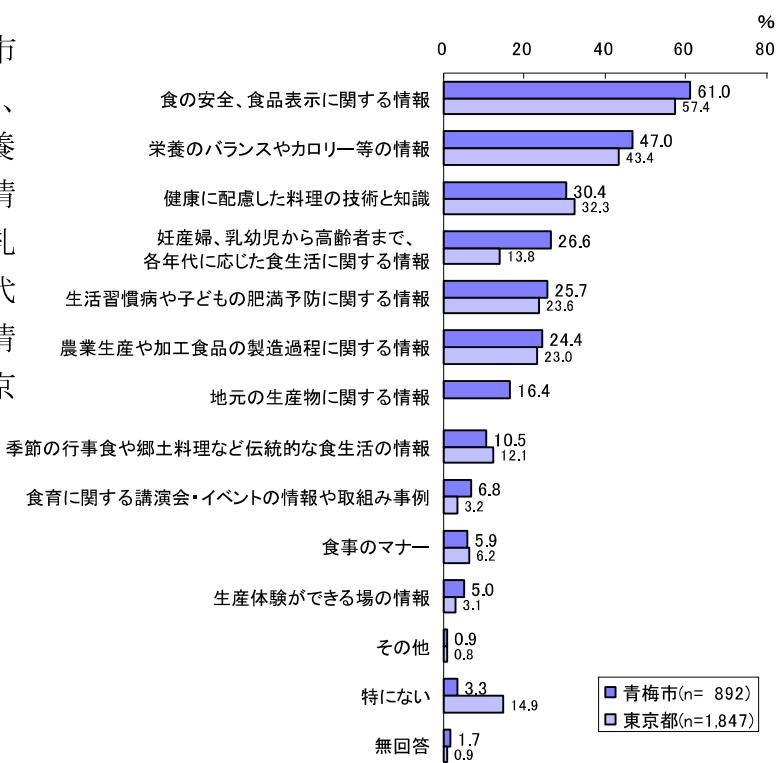
① 食事バランスガイドは活用の方法まで

- 食事バランスガイドを見たことが「ある」は6割と東京都の3.5割を大きく上回りますが、「参考にしている」となると本市2.5割、東京都3.5割となっています。



② 不足情報がある

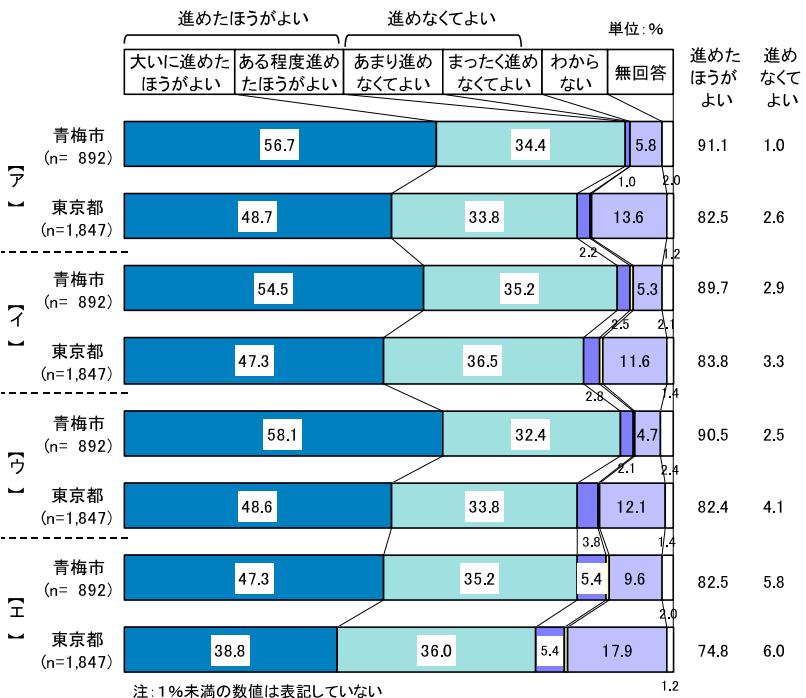
- ほしい情報で多いのは、本市および東京都とも「食の安全、食品表示に関する情報」「栄養のバランスやカロリー等の情報」などですが、「妊娠婦、乳幼児から高齢者まで、各年代に応じた食生活に関する情報」については、本市が東京都を大きく上回ります。



4 学校等の食

① 学校等の食への期待は高い

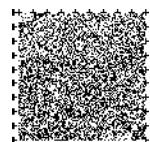
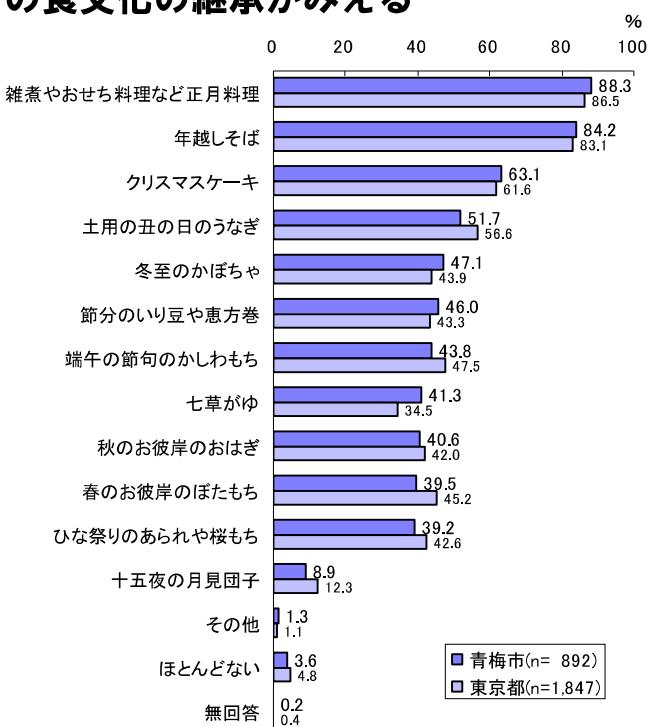
- 食に関する取り組み、「ア ごはん食を中心とした給食」「イ 調理実習の積極的な実施」「ウ 農作業体験の積極的な実施」、いずれも9割が『進めたほうがよい』としており、東京都を上回ります。特に「食べ残さないこと」は東京都を大きく上回ります。
（「エ 地元食材や生産者との交流」）



5 食文化の継承

① 行事食を食べる習慣に、本市の食文化の継承がみえる

- 市民が行事食を食べる割合が高い。特に自宅で調理することが多い「七草がゆ」や「冬至のかぼちゃ」などは本市と東京都の差が比較的大きく、本市が上回ります。

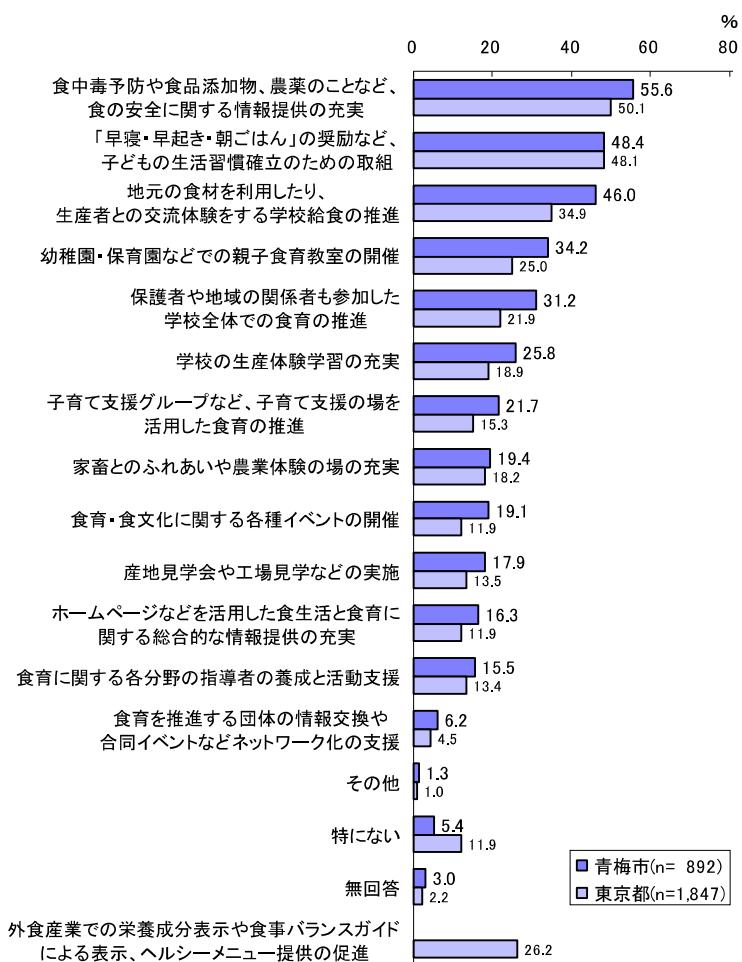


6

食の体験

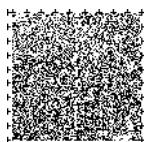
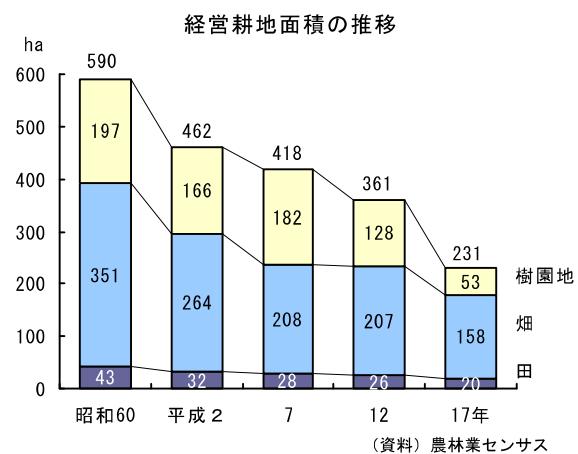
① 食の体験への高いニーズ

- 豊かな食生活に向けての取り組みとして「地元の食材を利用したり、生産者との交流体験をする学校給食の推進」、「幼稚園・保育園などの親子食育教室の開催」「保護者や地域の関係者も参加した学校全体での食育の推進」は東京都を大きく上回ります。

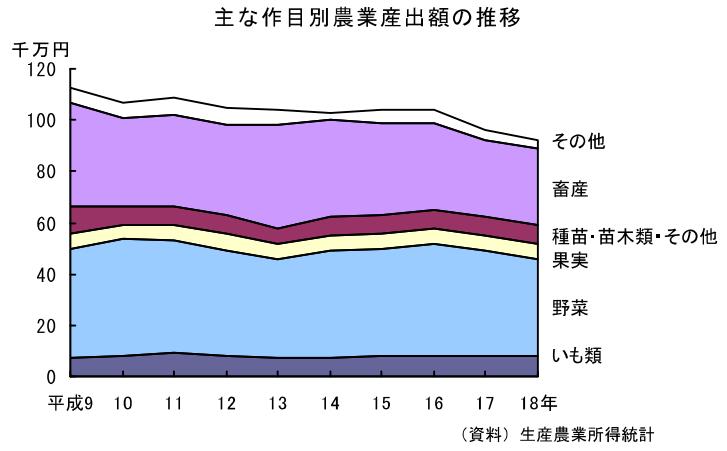


② 多種多様な作物生産

- 農地は、昭和60年以降、6割の減少であり、なかでも樹園地は7割を超えます。



- 主な農業産出額は野菜、畜産ですが、野菜は多くの種類が生産されています。



果樹種類別作付（栽培）面積
単位：a（アール）

区分	作付面積
総数	2,338
りんご	5
ぶどう	23
日本なし	20
もも	1
その他のかんきつ類	77
かき	54
くり	568
うめ	1255
その他の果樹	335
（ブルーベリー）	（170）

(資料) 2005年農林業センサス
注：ブルーベリーはその他の果樹の内数

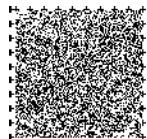
農作物の種類別作付（栽培）面積
単位：a（アール）

区分	作付面積	区分	作付面積
水稻	482	キャベツ	307
陸稻	64	ほうれんそう	514
小麦	45	ねぎ	320
大麦・裸麦	36	たまねぎ	137
その他の穀類	164	だいこん	481
ばれいしょ	544	にんじん	213
かんしょ	268	さといも	556
大豆	41	レタス	51
その他の豆類	82	ピーマン	61
(あづき)	(29)	すいか	31
茶	1,693	いちご	13
その他の工芸作物	50	その他の野菜	1,199
トマト	198	(こまつな)	(161)
きゅうり	322	花き類・花木	2,028
なす	2,874	種苗・苗木類	1,130
結球白菜	368	その他の作物	389

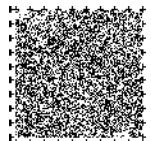
注：あづきはその他の豆類の内数

(資料) 2005年農林業センサス

- 環境保全型農業に取り組んでいる経営体数は、平成 17 年 198 戸、総農家に占める割合は 66.7% に達します。



第3章 食育の基本方針



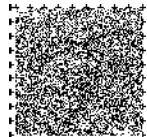
1

基本理念

食育の取組を通して市民が心身ともに健やかに育ち、食の安全・安心を確保するとともに、地域の人の輪が広がる、元気で楽しいまちづくりの原動力となるよう進めます。

食を通して地域の人の輪が広がる

元気で楽しい 健康づくり



2

基本的な目標

ここでは、食育を推進していく上で一定の方向性を示す6つの目標を掲げます。

目標1 規則正しい食習慣と生活リズムを身につける

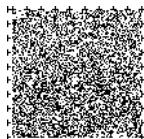
本人に見合った栄養バランスの取れた食事を取ること、1日3食きちんと食べること、十分な睡眠を取ることなど、規則正しい食習慣と生活リズムが身につくよう努めます。

項目	現状値	目標値
朝食を欠食する市民の割合 「ほとんど食べない」	9.3 %	5 %以下
食事バランスガイドを参考にしている割合 「参考にしている」	25.6 %	50 %以上

目標2 食育を通して子どもの健やかな発育を促す

子どものころに正しい食習慣と生活リズムを身につけることが重要であることから、家庭への積極的な働き掛けや支援に力を入れるとともに、保育園・幼稚園、学校における成長に応じた食の体験を積み重ねることで、子どもの健やかな発育を促すよう努めます。また、食べる機能の発達に応じた、よくかみ・味わえる食べ方が身につくよう指導します。

項目	現状値	目標値
食育という言葉の意味を知っている割合 「言葉の意味を知っている」	48.1 %	80 %以上
食育への関心割合 「関心がある」	69.4 %	80 %以上



目標3 食の安全・安心への理解を深め、支援に努める

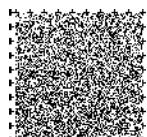
食の安全・安心への関心が高まっている中、様々な食品について、市民一人ひとりが正しい情報を適切に選別し活用する力を養うよう努めます。

項目	現状値	目標値
外食や食品購入時の栄養表示の参考 「よく参考にしている」+「ときどき参考にしている」	52.9 %	80 %以上
食生活を健全で豊かなものにするために、したいことの割合 「食品の表示をよく確認して購入」	39.6 %	60 %以上

目標4 地域の伝統的な食文化の継承に努める

地域の行事食・伝統料理は、地域の産物を使って独自の料理法で作られ食べ継がれてきたものであり、「食」を通して地域文化の大切さを伝え、郷土を愛する心をはぐくんでいきます。

項目	現状値	目標値
季節ごとの行事食を食べる習慣 「市民の5割以上が食べる行事食の種類」	4種類	5種類以上



目標5 地場農産物を通して地域のつながりを広める

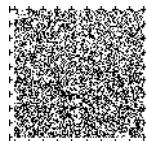
地場農産物を学校給食に使用したり、直売所を通して、農業生産者の顔が見え、話ができる関係に結び付け、より一層お互いの理解が深められるよう努めます。

項目	現状値	目標値
地元の産物とわかる商品であれば購入したい割合 「多少割高でも購入したい」+「同じくらいの価格であれば購入したい」	83.0 %	90%以上

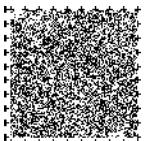
目標6 楽しく食べる環境づくりに努める

楽しく料理したり、農産物の生産を体験することにより、見て、触れて、五感を使いながら食への关心と理解を深めます。また、地域においては友だちと、家庭においてはなるべく家族そろって楽しく食事ができるように取り組みます。さらに、生涯自分の歯でおいしく食べられるように支援します。

項目	現状値	目標値
家族との食事の頻度 「ほとんど毎日」+「週4~5日」	朝食 59.8 % 夕食 78.5 %	70 %以上 90 %以上
家族との食事が楽しいと感じる人の割合 「非常に楽しい」	43.6 %	50 %以上



第4章 食育の施策展開



I. 食による心身の健康づくり

食は生涯にわたり、健康でいきいきとした生活を送る基本ですが、各世代の特徴を踏まえた取組を示します。

ライフステージ	家庭の取組	行政（学校も含む）の取組
妊娠期・乳幼児期の食育	妊娠期 ① 適切な食習慣の基礎をつくる ② 食への興味・関心を持つ	① 妊産婦の健康管理 ② 親としての自覚向上
	乳幼児期 0～5歳 ① 離乳食、幼児食への適切な対応 ② 規則正しい生活リズムを身につける ③ 味覚を育てる ④ 食事内容の工夫 ⑤ 食に対する感謝の気持ちを育てる ⑥ 食事マナーの伝達 ⑦ 楽しい食事を心掛ける ⑧ 口腔機能の発達促進とむし歯の予防	① 乳幼児の健康管理・支援 ② 食に関する支援 ③ 食に関する情報提供と相談
学齢期の食育	小・中学生 6～15歳 ① 規則正しい生活リズムの定着 ② 食事内容の工夫と旬の食材の活用 ③ 食に対する感謝の気持ちを育てる ④ 食事マナーの伝達 ⑤ 食に関する学習 ⑥ 永久歯のむし歯予防	① 料理教室・講演会の開催 ② 農業体験の機会の提供 ③ 学校給食の充実 ④ 保護者の理解促進 ⑤ 保護者の意識啓発 ⑥ 研修会の開催
成人期の食育	思春期・青年期 16～24歳 ① 規則正しい生活リズムの心掛け ② 不適切な食生活の見直し ③ 自分にあった食事内容の把握 ④ 食への関心や感謝の気持ちを育てる ⑤ 食に関する知識の習得	① 食生活に関する知識の普及 ② 食生活改善の支援 ③ 消費生活の支援
	壮年期 25～39歳 ① 規則正しい生活リズムの心掛け ② 自らの食習慣の見直し ③ 食に関する必要な情報を得る ④ 子どもとの実践・伝達	① 食生活に関する知識の普及 ② 食生活改善の支援 ③ 地元産の食材の活用 ④ 消費生活の支援
	中年期 40～64歳 ① 健康管理の実践 ② 自らの食習慣を振り返る ③ 子どもへの実践・伝達 ④ 歯の喪失予防	① 食生活に関する知識の普及 ② 食生活改善の支援 ③ 生活習慣病の予防 ④ 消費生活の支援 ⑤ 歯周病の予防
	高齢期 65歳以上 ① 栄養バランスの心掛けと食事内容の工夫 ② 健康管理の実践 ③ 地域との交流と楽しい食事 ④ 食べる機能の維持	① 食生活に関する知識の普及 ② 食生活改善の支援 ③ 消費生活の支援 ④ 生活習慣病の予防 ⑤ 介護予防 ⑥ 食文化の継承 ⑦ 健口体操の普及

1

妊娠期・乳幼児期の食育

(1) 妊娠期

母子の健康を保ち快適な妊娠期を過ごすためには、適切な食習慣を確立し、体重増加などに対する正しい知識を身につけることが重要です。また、お子さんの食習慣の重要な時期ともいえます。

本市では、母親学級や両親学級を通じて、出産やこれから生まれてくる赤ちゃんを迎えるための心構えや、育児への不安が軽減されるよう、情報提供や相談を行っています。

また、妊婦食教室では栄養バランスの取れた食事や作り方の指導を行っています。

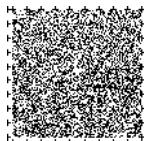
【家庭の取組】

① 適切な食習慣の基礎をつくる

健康的な妊娠期を過ごすために、また、子どもの健やかな成長を促すために適切な食習慣の基礎をつくります。

② 食への興味・関心を持つ

朝・昼・晩の3食食べることの重要性を理解し習慣化できるよう、調理等に興味を持つとともに、その技術と知識を得るようにします。



【行政の取組】

① 妊産婦の健康管理

母子健康手帳や「妊産婦のための食生活指針」などを活用し、妊娠期の健康管理や食事支援を行います。

健康課

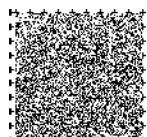
母子健康手帳を活用した指導
妊婦食教室（プレママクッキング）
妊婦歯科検診

② 親としての自覚向上

親となり家庭を築くことを認識し、食の大切さをはじめ生活リズムや育児などの知識の普及・啓発を図ります。

健康課

母親学級（プレママクラス）
両親学級



(2) 乳幼児期（0～5歳）

授乳期から離乳期は、食事を含めた生活リズムの基盤を作る大切な時期です。授乳期における良質な母乳分泌には、母親が栄養バランスの取れた食事を食べることにあります。また、子どもの発育や発達に応じた離乳食を与えることは、子どもの食欲や味覚の成長を促します。さらに、皆で食べることの楽しさを知ることにより、食への興味や関心を高めることにつながります。保育園や幼稚園、行政など、様々な主体により親子の健康と食に対する支援体制を推進します。

【家庭の取組】

① 離乳食、幼児食への適切な対応

子どもの成長に合わせた離乳食や、離乳食から幼児食への移行を適切に行います。

② 規則正しい生活リズムを身につける

1日3回の食事や十分な睡眠などにより規則正しい生活リズムを作ります。

③ 味覚を育てる

様々な食材に触れさせ、食べ物を味わうことにより、味覚を育てます。

④ 食事内容の工夫

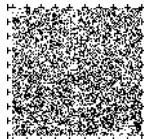
食べ物の好き嫌いをせずに、成長に必要な栄養が摂取できるよう、バランスの取れた食事内容の工夫をします。

⑤ 食に対する感謝の気持ちを育てる

「いただきます」「ごちそうさま」といったあいさつによる感謝の気持ちや、食べ残すことをもったいないと感じる気持ちを育てます。

⑥ 食事マナーの伝達

食前の手洗い、はしや食器の正しい使い方など、食事をする際のマナーを伝えます。



⑦ 楽しい食事を心掛ける

家族や友だちと一緒に食卓を囲み、楽しい食事を心掛けます。

⑧ 口腔機能の発達促進とむし歯の予防

かむ機能を習得するなど口腔機能の発達を促すとともに、歯みがきの習慣を身につけむし歯を予防します。

【行政の取組】

① 乳幼児の健康管理・支援

乳幼児の健康診査を実施することにより、子どもの成長を確認し、体づくりのための食生活の在り方を支援します。

健康課	乳幼児健康診査、乳幼児健康相談 こんにちは赤ちゃん事業、子ども発達相談 むし歯予防教室、児童歯科健康診査
-----	--

② 食に関する支援

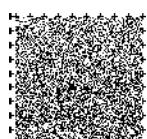
離乳食教室や児童食教室などを通して、子どもの成長に合わせた食の適切な進め方を支援します。

健康課	離乳食教室(ゴックン・モグモグ・カミカミの3コース) 児童食教室(キッズクラス) 保育園離乳食教室
-----	---

③ 食に関する情報提供と相談

子どもの成長に合わせた好ましい食習慣の形成に向けて、健康センターや子育て支援センターなどにおける情報提供や相談を行います。

社会教育課・ 子育て支援課・ 健康課	子育て支援センターにおける講座 子育て情報提供
子育て支援課・ 健康課	健康センター・子育てひろばによる相談事業
健康課	調理情報提供（※新規事業） 保育園との「食」に関する情報交換（※新規事業）



2

学齢期の食育

(1) 小・中学生（6～15歳）

学齢期には、心身の目覚ましい成長過程にある子どもたちが、正しい食への理解や望ましい食習慣を身につけることができるよう、家庭・学校・地域が連携して食育を推進することが重要となります。

また、学校給食や体験学習などへの取組を通して、食べる楽しさや食への興味・関心を深めていくことが大切です。

【家庭の取組】

① 規則正しい生活リズムの定着

「早寝、早起き、朝ごはん」の実践により、規則正しい生活リズムをつくります。

② 食事内容の工夫と旬の食材の活用

成長に必要な栄養が摂取できるよう、バランスの取れた食事内容を工夫するとともに、四季折々の旬の素材を使った食事づくりを心掛けます。

③ 食に対する感謝の気持ちを育てる

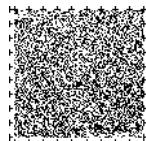
「いただきます」「ごちそうさま」といったあいさつによる感謝の気持ちや、食べ残すことをもったいないと感じる気持ちを育てます。

④ 食事マナーの伝達

はしや食器の使い方、食べ方、自分が食べた食器の後片付けの習慣など、食事をする際のマナーを伝えます。

⑤ 食に関する学習

食事づくりの手伝いや買い物などを体験させることで、食材についての知識や、この時期の食生活が、成人期の健康に大きく影響することなど、食の大切さを伝えます。



⑥ 永久歯のむし歯予防

永久歯に生え変わる大切な時期なので、自分の口の中に関心を持ち、口の中の健康チェックをする習慣を身につけ、丁寧な歯磨きでむし歯を予防します。

【行政の取組】

① 料理教室・講演会の開催

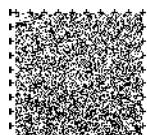
親子、同世代の児童・生徒に対する料理教室を開催し、料理を作る喜びや望ましい食生活を実践する力を身につけます。

健康課・ 学校給食 センター・ 市民活動推進課	夏休み料理教室
健康課・ 市民活動推進課	親子クッキング（※ 新規事業）
社会教育課	親子料理講演会
都教育委員会	親子クッキングコンテスト

② 農業体験の機会の提供

米や野菜の栽培や収穫作業体験の機会を提供し、食材への理解と食べ物を大切にする心を育てます。

農業委員会	親子農業体験会（田植え・稻刈り体験）
社会教育課	あつまれ青梅っ子！事業 青少年健全育成備品貸出（餅つきの臼）
指導室・学校	総合的な学習の時間等を活用した農作業体験等の充実 地域休耕田等の活用による地域と協働した農業体験 野菜等の栽培、収穫、加工および調理体験



③ 学校給食の充実

学校給食は、食に関する指導を効果的に進めるための大切な機会であり、地場の食材を積極的に取り入れ、地域の食材への理解を深め、生産者との交流等を進めます。

学校給食
センター

地場農産物の活用、食器改善
伝統料理・行事食を取り入れた献立づくり
食に関する指導
食物アレルギーへの対応

④ 保護者の理解促進

学校給食の情報提供や試食会などを通して、給食に対する理解に努めます。

学校給食
センター

学校給食試食会
意見交換会

⑤ 保護者の意識啓発

食をテーマとした講座、講演会等を開催し、食に関する知識を高めます。

社会教育課

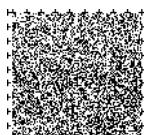
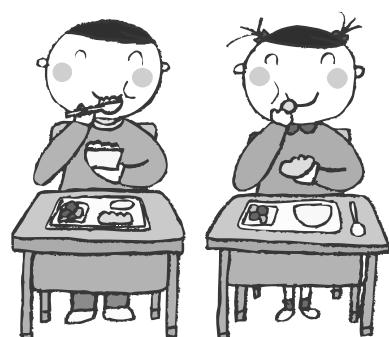
家庭教育講座
家庭教育講演会

⑥ 研修会の開催

食に関する様々な課題に対応するため、食育リーダーなどへの研修会を開催します。

指導室・学校

小・中学校における食に関する指導の充実
食育リーダー研修会



3

成人期の食育

乳幼児、学齢期で身につけた食習慣の基本を更に深めつつ、健康的な食生活を実践する時期です。一人ひとりが食の大切さを自覚し、実践しながら食の大切さを次世代に伝えていくことが大切です。

(1) 思春期・青年期(16~24歳)

思春期(16~18歳)は、生活習慣の形成が進む一方で、生活における保護者からの自立度が高まり、生活習慣が不規則になることが危惧されます。

青年期(19~24歳)は、親元を離れ自立した生活を始めることが多いなど、大きな生活環境の変化を伴う時期です。そのため、朝食の欠食や外食への偏り、食べ過ぎや過度なダイエットなど食生活が乱れる人が増えてきます。将来の健康に大きな影響を及ぼすことを再認識し、生活習慣を見直すことが必要です。

【家庭の取組】

① 規則正しい生活リズムの心掛け

1日3回の食事や十分な睡眠など、規則正しい生活リズムを心掛けます。

② 不適切な食生活の見直し

間食や夜食、過度のそう身志向など、不適切な食生活を見直します。

③ 自分に合った食事内容の把握

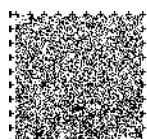
栄養のバランスを心掛け、自分に合った食事の内容や量を把握します。

④ 食への関心や感謝の気持ちを育てる

食材に関心を持ち、生産者に対する感謝の気持ちをはぐくむとともに、地産地消の考え方などを学びます。

⑤ 食に関する知識の習得

食事の手伝いなどを通し、調理の基本とともに、食品の安全性など食に関する知識を身につけます。



【行政の取組】

① 食生活に関する知識の普及

食事の組み合わせ方とおおよその量を分かりやすく示した「食事バランスガイド」の普及など、望ましい食生活に関する知識の普及に努めます。

健康課	市民健康の集い
市民生活課	市民のくらし展
社会教育課・市民活動推進課	市民センターにおける各種料理教室
職員課	庁舎食堂における栄養成分表示や食事バランスガイド（バランスゴマ）*1) の普及促進

② 食生活改善の支援

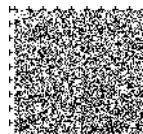
肥満や過度のダイエットなどに対し、相談活動を充実します。

健康課	ヘルシーダイエット相談*2)
-----	----------------

③ 消費生活の支援

消費者がより安全な食を選択できるよう、消費者意識の啓発を図ります。また、食に関する講演会を開催します。

市民生活課	消費者講演会・消費者講座
事業者	事業者による食育講演会



コラム *1)

『食事バランスガイド（バランスゴマ）』

望ましい食生活についてのメッセージを示した「食生活指針」を、具体的な行動に結び付けるものとして、1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいのかの目安を、わかり易く日本の伝統玩具であるコマ（＝独楽）のイラストであらわしたもの。



コラム *2)

『ヘルシーダイエット（相談）』

主に、肥満が気になる方や体重管理をしている方に対し、身体計測・体脂肪測定・腹囲計測などを実施（希望者）し、食習慣・生活習慣について個別に行う相談業務。



(2) 壮年期（25～39歳）

壮年期（25～39歳）は、成人として心身ともに充実し、仕事や家庭生活など最も精力的に活動する時期です。しかし、その反面過度のストレスや不規則な生活から生活習慣病などの問題が生じ始めます。

また、子育て世代でもあるこの時期には、子どもの食習慣に気を配り、家族の食と健康を守る意識を持つことが重要です。

【家庭の取組】

① 規則正しい生活リズムの心掛け

1日3回の食事や十分な睡眠など、規則正しい生活リズムを心掛けます。

② 自らの食習慣の見直し

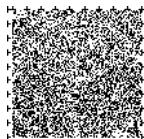
自らの食習慣を見直し、肥満や肥満に起因する高血圧等の生活習慣病を予防します。

③ 食に関する必要な情報を得る

食を通じた健康づくりを日常的に実践できるよう、適正な食事量、栄養バランス、食品表示等の必要な情報を得て、活用に努めます。

④ 子どもとの実践・伝達

子どもとともに地元の農産物を使った伝統料理や行事食について学び、実践する機会を作ります。また、家庭の味の伝達に努めます。



【行政の取組】

① 食生活に関する知識の普及

食事の組み合わせ方とおおよその量を分かりやすく示した「食事バランスガイド」の普及など、食事の栄養バランスに興味が持てるよう知識の普及に努めます。

健康課	ヘルシーダイエット相談*2) 市民健康の集い
市民生活課	市民のくらし展
職員課	庁舎食堂における栄養成分表示や食事バランスガイド (バランスゴマ) *1) の普及促進

② 食生活改善の支援

家庭での食生活を改善するための調理実習などを行います。

社会教育課・ 市民活動推進課	市民センターにおける各種料理教室
健康課	幼児食教室(キッズクラス)

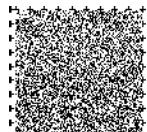
③ 地元産の食材の活用

地元産の食材を使い、旬の味、採れ立ての味、食材の持ち味を体験する場や食材の活用法を学ぶ機会をつくります。

④ 消費生活の支援

消費者がより安全な食を選択できるよう、消費者意識の啓発を図ります。また、食に関する講演会を開催します。

市民生活課	消費者講演会・消費者講座
事業者	事業者による食育講演会



(3) 中年期（40～64歳）

中年期（40～64歳）は、心身のバランスが崩れやすい時期であり、生活習慣病などの疾病が発症しやすくなります。そのため、意識的な生活習慣の見直しが必要です。

身体機能が少しずつ低下し始めることへの対応や、壮年期に引き続きストレスのケアなど心の健康にも目を向ける必要があります。

高齢期への準備として、仕事や家庭以外での楽しみや活動など、より成熟したライフスタイルを確立することが大切です。

【家庭の取組】

① 健康管理の実践

特定健診などを受け、自分の身体の状態を知り、健康管理を行います。

② 自らの食習慣を振り返る

自らの食習慣を振り返り、肥満や肥満に起因する高血圧等の生活習慣病を予防します。

③ 子どもへの実践・伝達

家庭の味や伝統料理・行事食の知識および技術を子どもに伝達します。

④ 歯の喪失予防

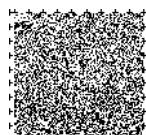
歯周病についての正しい知識を持ち、歯と歯ぐきの手入れを行い、定期的に歯科検診を受けて早期発見に努めます。

【行政の取組】

① 食生活に関する知識の普及

食事の組み合わせ方とおおよその量を分かりやすく示した食事バランスガイドの普及など、望ましい食生活に関する知識の普及に努めます。

健康課	ヘルシーダイエット相談*2) 市民健康の集い
市民生活課	市民のくらし展



② 食生活改善の支援

家庭での食生活を改善するための調理実習などを行います。また、50歳代に朝食の欠食が多いことから手軽な朝食づくりなどを行います。

社会教育課・
市民活動推進課

市民センターにおける各種料理教室

③ 生活習慣病の予防

生活習慣病の発症予防のため、健康相談・支援を充実します。

健康課

健康相談

特定保健指導

④ 消費生活の支援

消費者がより安全な食を選択できるよう、消費者意識の啓発を行います。また、食に関する講演会を開催します。

市民生活課

消費者講演会・消費者講座

事業者

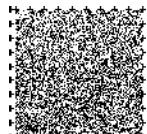
事業者による食育講演会

⑤ 歯周病の予防

歯周病にかかる人が増加する世代であり、定期的な歯科検診の重要性を啓発します。

健康課

成人歯科検診



(4) 高齢期（65歳以上）

高齢期（65歳以上）においては、退職等により生活環境が大きく変化する状況の中で、健康を維持するために、一人ひとりに合った適切な食生活を送ることが大切です。また、家族や地域の人々との交流を通じ、地域の伝統料理や行事食などの食文化を次世代へ伝える役割が期待されます。

【家庭の取組】

① 栄養バランスの心掛けと食事内容の工夫

栄養の過剰摂取や低栄養を予防し、バランスの取れた食事を心掛けるとともに、体調に応じて食事内容を工夫します。

② 健康管理の実践

自分の身体に常に关心を持ち、健康診断、歯科検診を積極的に受診します。

③ 地域との交流と楽しい食事

地域との交流により生きがいを持つとともに、家族や友人と食卓を囲み楽しい雰囲気で食事をします。

④ 食べる機能の維持

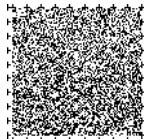
失った歯は放置せず、適切な治療を受け、また、口の体操等に取り組み、食べる機能を維持します。

【行政の取組】

① 食生活に関する知識の普及

食事の組み合わせ方とおおよその量を分かりやすく示した食事バランスガイドの普及など、望ましい食生活に関する知識の普及に努めます。

健康課	市民健康の集い
市民生活課	市民のくらし展
高齢介護課	シルバーマイスター制度*3)



コラム *3)

『シルバーマイスター制度』

優れた技能、知識、経験などを有し市内に居住する65歳以上の方で、その技能などを次世代へ継承するために、市民の学習活動等における講師や指導者として登録するボランティア制度。



② 食生活改善の支援

家庭での食生活を改善するための調理実習などを行います。

社会教育課・
市民活動推進課

市民センターにおける各種料理教室

③ 消費生活の支援

消費者がより安全な食を選択できるよう、消費者意識の啓発を図ります。

市民生活課

消費者講演会・消費者講座

事業者

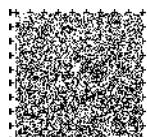
事業者における食育講演会

④ 生活習慣病の予防

生活習慣病の発症予防のため、健康相談・支援を充実します。

健康課

健康相談、保健指導



⑤ 介護予防

特定高齢者（要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者）に対し、栄養状態の改善を図り、食べる機能を維持し、相互に交流する機会を提供します。

高齢介護課

介護予防栄養改善事業

介護予防口腔機能向上事業

⑥ 食文化の継承

家庭や地域において継承されてきた伝統料理や行事食などを通じ、地域の食材、食文化を若い世代への継承に努めます。

高齢介護課

シルバーマイスター制度*3)

⑦ 健口体操*4) の普及

「むせ」を予防し、おいしく食事ができるように、口の体操の普及に努めます。

健康課

市民健康の集い

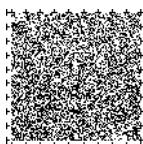
コラム *4)

『健口（けんこう）体操』

楽しくおいしく食べるための口の体操

年を重ねるとともに、顔や口の周りの筋肉の動きが鈍くなり、言葉をうまく話せない、食べ物がうまく飲み込めないなどの症状が表れます。

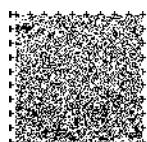
表情筋を動かし、表情を和やかにしたり、舌の動きを促したりする体操です。



Ⅱ. 青梅の食でつくる 魅力ある地域づくり

地産地消や市民農園等による消費者と農業生産者の交流や食文化の継承など、食育を通して地域の活性化に努めます。

テーマ	行政等の取組
地産地消の推進と 食文化の継承	(1) 地産地消運動の推進 (2) 協力店の認定制度の検討 (3) 学校給食における地場農産物の活用 (4) 栄養バランスの取れた食生活の普及 (5) 食文化の掘り起こしと継承
市民農園等の整備	(1) 市民農園の整備 (2) 教育ファーム活動の推進
食の安全と環境への配慮	(1) 食の安全に関する理解の促進 (2) 環境保全型農業の推進 (3) 環境への配慮
市民による食育の推進	(1) 地域の食育活動の推進 (2) 食育推進ボランティアの育成



1

地産地消の推進と食文化の継承

地産地消とは、地域で生産したものを地域で消費することを意味し、市内の生産者と消費者である市民を「顔が見え、話ができる」関係で結び付けます。市民にとっては新鮮で安全な地元農産物を購入する機会を得ることができるばかりでなく、食生活が生産者など多くの人々の活動によって支えられていることへの感謝と理解につながります。生産者にとっては、小規模生産者の活躍や、消費者のニーズをとらえた農業への取組、さらには遊休農地の活用など、地元農業の活性化につながります。

生産者と消費者の距離の短さは、輸送コストや鮮度の面、子どもが農業や農産物に親近感を感じる教育力、さらには両者の心理的な距離の短さにもなり、消費者の地場産物への愛着心や安心感が深まります。また、高齢者・女性を含めた農業者の営農意欲を高め、遊休農地を減らしていくことが期待されます。

本市では、JAの直売所が地産地消の拠点となっている一方、学校給食での地元野菜の活用が進められています。市民に新鮮で、安全・安心な農産物を供給する地産地消の積極的な取組を進めます。

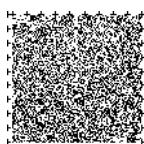
また、地産地消は、エネルギー、環境問題、そして食糧自給率を一人ひとりが考えるためのきっかけにもつながります。

地場の旬の食材やそれらの食材を使った行事食や伝統料理などが地域固有の食生活を生み出してきましたが、こうした食文化が失われつつあります。伝統的な料理をいかした栄養バランスにすぐれた日本型食生活を、若い世代が創造することが求められます。

欧米型の食生活が一般化する中で、ごはんを主食に、魚介類や肉類、大豆製品の主菜と、野菜・いも類・きのこ・海藻・その他の豆などの副菜を組み合わせた日本型食生活は、理想的な栄養バランスです。

学校教育においては、学校給食での米飯給食や行事食、伝統料理を取り入れた献立、梅を使用した体験学習などを行い、子どもたちが自然に日本型食生活になじみ、伝統料理に触れ、地域の文化や食の大切さへの理解を深めることができます。

一方、市の特産品である梅やゆず、お茶などの栽培、品種改良豚であるトウキョウXや東京軍鶏といったブランド畜産物の普及を図ることが求められています。



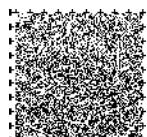
(1) 地産地消運動の推進

地産地消は、消費者である市民と生産者の相互理解が前提となります。市民は地域の農産物を消費することで生産者を支え、生産者は安全・安心な農産物を生産することで、それに応えます。市民と生産者が理解を深め、連携した地産地消運動を推進します。

農林課・農業委員会	農産物や農業情報の提供 農業祭（農産物共進会）および農畜産物の直売 ホームページで青梅市の農業を紹介 西東京農協直売所（2か所） 親子農業体験会
市民生活課	地産地消見学会

(2) 協力店の認定制度の検討

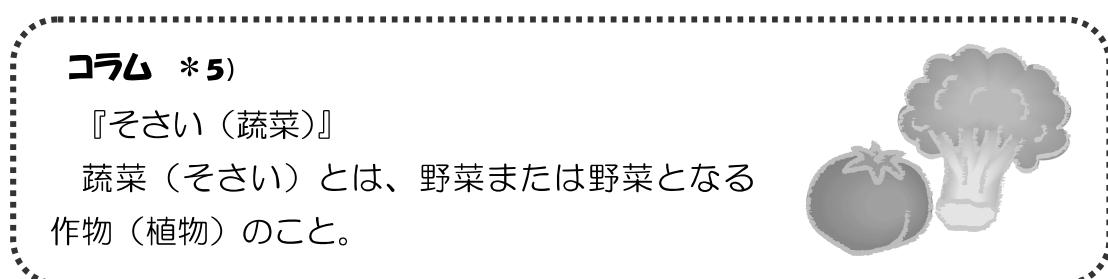
地場農産物を扱う販売店等に対し、地産地消推進協力店としての認定制度を検討します。



(3) 学校給食における地場農産物の活用

学校給食等を通した地産地消の普及・啓発に努めます。また、地場農産物の提供者と給食担当者との意見交換を通じて学校給食における地場農産物の活用を更に促進します。

農業委員会	青梅市そさい振興会学校給食部会への支援
学校給食センター	学校給食への地場農産物の活用 給食だよりでの地産野菜使用の報告 生産者の紹介



(4) 栄養バランスの取れた食生活の普及

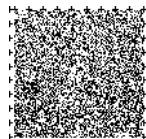
食事バランスガイドの活用による情報提供や調理体験などを通して、栄養バランスの取れた食生活の普及に努めます。

健康課	食事バランスガイド（バランスゴマ）*1) の活用による情報提供
-----	---------------------------------

(5) 食文化の掘り起こしと継承

地域で受け継がれてきた食材や伝統料理を掘り起こし、学校給食に取り入れたり、若い世代に継承する場や機会を積極的に設けます。

社会教育課・ 市民活動 推進課	高齢者と児童の交流活動
学校給食 センター	伝統食・郷土料理を取り入れた献立づくり



2

市民農園等の整備

農作業を体験する場として、市内には市民農園、花木園内に体験実習農園があるとともに、学校や保育園・幼稚園では教育ファームの取組が始まっています。

市民農園は、身近に農業を体験することで、市民の健康増進や生きがいづくりになるとともに、農業を中心とした幅広い触れ合い・交流の場となっています。平成21年現在、919区画の市民農園が開設されています。市民農園を利用することで農産物に対する関心が高まり、食の大切さを実感するとともに農業への感謝の気持ちを育てることにつながることから、市民農園の拡充に努めます。

(1) 市民農園の整備

市民ニーズに応じ、遊休農地等を利用した市民農園の整備と利用者の栽培管理の支援を図ります。

農林課

市民農園の貸出しと栽培講習会の開催

花木園の体験実習農園の貸出し

農家開設型市民農園および体験農園の開設支援

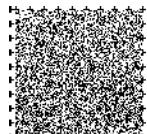
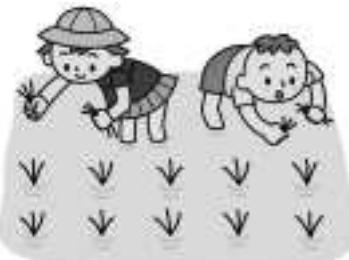
(2) 教育ファーム活動^{*6)}の推進

子どもの頃から食に対する理解と関心を深めるため学校、保育園、幼稚園の農業体験を推進します。

コラム *6)

『教育ファーム』

生産者（農林漁業者）の指導を受けながら作物などを育てる“体験学習”を通じて、生命あるものを“育てる”仕事を知り、“食の大切さ”に気づき、“自分自身の成長”に気づく“場”をいいます。



3

食の安全と環境への配慮

食の安全への関心が高まる中、食品の安全性に関する正しい知識を身につけることが重要となります。食の安全性をはじめとした食に関する知識と理解を深めるため、生産者、食品の加工に携わる事業者、消費者が連携を図り、食の安全・安心を推進します。

また、資源循環型社会を目指す、第5次青梅市総合長期計画の「青梅エコライフプログラム」*7)とも整合を図りながら、食品ロスや食べ残しを減らし、生ごみのたい肥化により再利用を行い、食におけるエコライフの推進に取り組みます。

(1) 食の安全に関する理解の促進

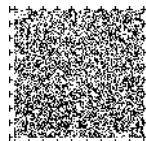
食の安全性や食品表示に関する情報提供や学習機会を充実させ、理解を促進します。

健康課	O—157などの食中毒予防啓発
市民生活課・学校	食の安全に関する広報、啓発活動

(2) 環境保全型農業の推進

地産地消を進めるには、安全・安心な農産物の生産が行われる必要があるため、化学肥料や農薬の使用を低減した生産を推進します。

農林課	特別栽培農産物の生産支援
-----	--------------



(3) 環境への配慮

「青梅エコライフプログラム」の実現に寄与するため、消費におけるごみの減量化や食品残さの有効活用など環境への配慮に努めます。

ごみ対策課	マイバッグキャンペーン*8) の開催 ごみ減量チャレンジ 100 の実施 生ごみのたい肥化推進 ごみ情報紙の発行
学校	教育活動を通した理解促進

コラム *7)

『青梅エコライフプログラム』

暮らしやすいまちづくりを実現するための8つのチャレンジプログラムのうちの1つ。

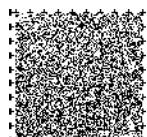
循環型社会を目指し、4R（ごみの減量化：Reduce、再利用：Reuse、再資源化：Recycle、不要な物は使わない／断る：Refuse）の取り組みや、地球温暖化防止に向けた取り組みなどをさします。



コラム *8)

『マイバッグキャンペーン』

買い物時にマイバッグを持参することで、ごみに占める割合が最も大きいレジ袋の減量を目的とした運動。



4

市民による食育の推進

市民一人ひとりが食育を理解し、地産地消を推進し、伝統料理を伝えるなど食育を市民運動として展開するためには、食生活分野はもとより農産物の生産、加工など幅広い分野での関わりが重要となります。

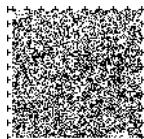
このため、地域に根ざした食育活動が推進できるよう食育推進ボランティアの育成に努めます。

(1) 地域の食育活動の推進

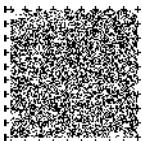
地域に根ざした食育活動に取り組んでいる団体やグループと連携し、活動への支援に努めます。

(2) 食育推進ボランティアの育成

市民の食育への関心を高め、地域での食育活動を広がりを持った活動に発展させていくことができるよう、食育推進ボランティアの育成を図ります。



第5章 食育の推進にあたって

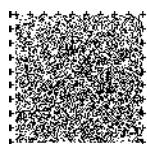
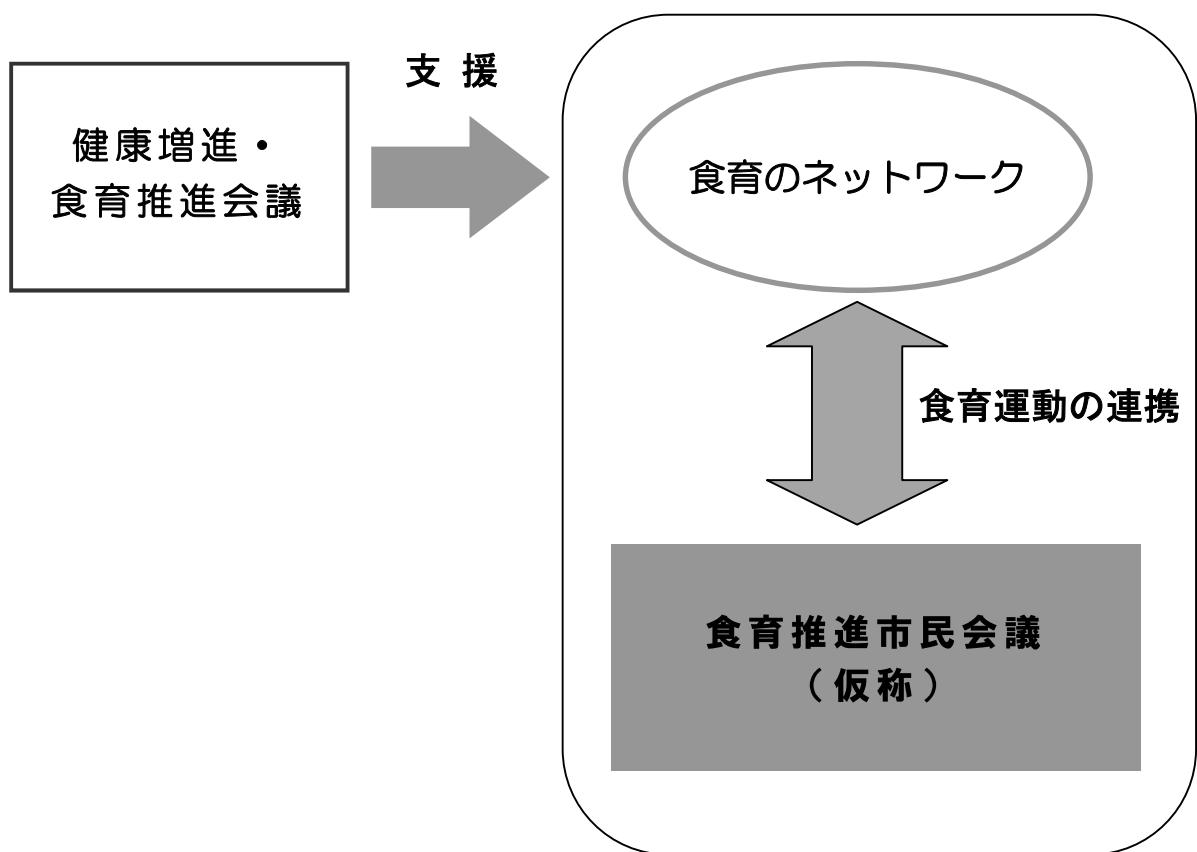


1

推進体制

本計画を着実に推進するため、行政においては関係部局が連携を図り、「健康増進計画」と併せて総合的に推進および評価を行うため、「健康増進・食育推進会議」（仮称）を設置し、家庭や学校、地域などからなる「食育のネットワーク」に届く食育の支援体制を確立します。

こうした食育の支援体制確立のもと、家庭、地域、事業者との連携・協働による食育推進運動としての定着を図るため「食育推進市民会議」（仮称）の設置を検討します。



2

家庭、地域等に期待される役割

食育を市民運動として定着させるためには、市民一人ひとり、生産者・事業者が主体的に取り組むことを基本に、家庭、保育園・幼稚園、学校および地域がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携していく必要があります。

(1) 家庭の役割

家庭は食育の原点であり、子どもが生涯を通じて基本的な力を身につけていくことができるよう正しい食品の選び方、調理や保存の方法、食事のマナーなど基本的な知識を教え、伝えることが大切です。

また、家族そろっての食事を通して家族のきずなを深め、食の楽しさや感謝の心を伝えていくことも大切です。

(2) 保育園・幼稚園の役割

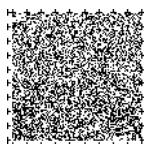
乳幼児期における食育の重要性を認識し、子どもに食への関心を持たせ、食の楽しさや基本的な作法を教えることが大切です。

また、保育士をはじめとした職員がその専門性を生かしながら家庭、地域と連携した食育を推進することが大切です。

(3) 学校の役割

健康教育の一環として、子どもの発育、成長段階に応じて望ましい食習慣の形成に結び付けられる実践的な態度を育成することが大切です。

また、子どもが集団生活を通して食の大切さ、楽しさ、マナーなどを体得する場としての役割を持つ学校給食を活用していくことが大切です。



(4) 生産者・事業者の役割

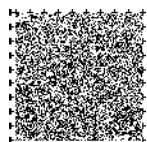
食品を生産・提供する立場として安心・安全の確保を図ることが大切です。

また、農業に関する様々な体験機会や食に関する情報の提供など消費者である市民と積極的な交流を図ることなどが大切です。

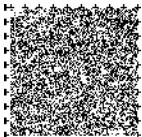
(5) 地域の役割

地域では、食を楽しむ機会や食に関する様々な体験ができる場が確保され、地域ではぐくまれた食材や食文化を次の世代に継承していくことが大切です。

また、農林業関係者、企業、団体、行政が互いに連携して、食に関する様々な体験ができる場を提供したり、地域住民間の触れ合いと交流を図ることなどが大切です。



資料編



資料 1 青梅市食育推進計画策定懇談会設置要綱

1 設 置

食育基本法（平成17年法律第63号）第18条の規定にもとづく青梅市食育推進計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、必要事項の検討を行うため、青梅市食育推進計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

2 所掌事項

懇談会は、計画の策定に関し、必要な事項を検討する。

3 組 織

懇談会は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 医療・保健関係機関の代表 2人
- (3) 農業関係機関の代表 2人
- (4) 企業の代表 1人
- (5) 教育関係者の代表 2人
- (6) 市民団体の代表 1人
- (7) 公募の市民 3人以内

4 委員の任期

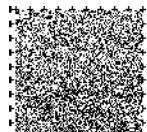
委員の任期は、第8項に定める報告のあった日の翌日までとする。

5 会長および会長職務代理者

- (1) 懇談会に会長および会長職務代理者を置く。
- (2) 会長および会長職務代理者は、委員が互選する。
- (3) 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- (4) 会長職務代理者は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 会 議

- (1) 懇談会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
- (2) 懇談会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。



7 意見の聴取等

懇談会は、必要があると認める時は、委員以外の出席等を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

8 報告

会長は、懇談会の検討結果をまとめ、市長に報告する。

9 庶務

懇談会の庶務は、健康担当課において処理する。

10 その他

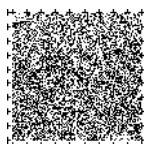
この要綱に定めるもの他、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会が定める。

11 実施期日

この要綱は、平成21年4月1日から実施し、第8項に規定する報告のあった日の翌日をもって廃止する。

12 経過措置

この要綱の一部改正は、平成21年5月12日から実施する。

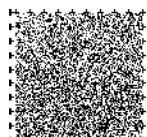


資料2 青梅市食育推進計画策定懇談会委員名簿

平成21年6月26日現在

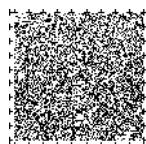
◎会長 ○会長職務代理者

氏名	選出区分	現職
◎田中弘之	学識経験者	東京家政学院大学 家政学部健康栄養学科 教授
○三井博	医療・保健関係機関の代表	青梅市歯科医師会 会長
鈴木とし子	〃	東京都西多摩保健所 生活環境安全課保健栄養係 管理栄養士
高野惣一	農業関係機関の代表	青梅市農業委員会委員
河村吉男	〃	西東京農業協同組合 代表理事常務
嶋崎雄幸	企業の代表	嶋崎税務会計事務所副所長
前田佐和子	教育関係者の代表	青梅市立霞台小学校 校長
中村ヤエ子	〃	二俣尾保育園 園長
吉田真	市民団体の代表	若草親児の会 役員
志村リツ子	公募の市民	
吉永紀子	〃	
高野千恵子	〃	



資料 3 青梅市食育推進計画策定懇談会検討経過

	開 催 月 日	会 議 要 旨
第 1 回	平成 21 年 6 月 26 日 (金)	1 委嘱状交付 2 会長・会長職務代理者の選出 3 青梅市の取組み状況について 4 今後のスケジュールについて
第 2 回	8 月 31 日 (月)	1 市民意識調査の分析結果（概要版）について 2 青梅市の食育に関する施策等について
第 3 回	10 月 5 日 (月)	1 市民意識調査の国および都との比較について 2 懇談会意見とアンケート調査等からみた課題について 3 懇談会（第 1 回・2 回）意見からの食育課題の抽出について 4 国と都の食育推進計画の比較対照について
第 4 回	11 月 26 日 (木)	1 計画（素案）「第 3 章 食育の基本方針・第 4 章 食育の施策展開」の検討について
第 5 回	平成 22 年 1 月 18 日 (月)	1 計画（素案）「第 4 章 食育の施策展開」の検討について
第 6 回	2 月 8 日 (月)	1 計画（素案）全体の検討について 2 パブリックコメントの実施について
第 7 回	3 月 16 日 (火)	1 計画（素案）まとめ



資料4 青梅市食育推進計画調査検討会設置要綱

1 設置

食育基本法（平成17年法律第63号）第18条の規定にもとづく青梅市食育推進計画を作成するに当たり、必要事項の検討を行うため、青梅市食育推進計画調査検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

2 所掌事項

検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食育推進計画の調査検討に関すること。
- (2) 食育推進計画の行政内部の調整および連携に関すること。

3 組織

検討会は、委員9人をもって組織し、次の職にある者をこれに充てる。

- (1) 委員長 健康福祉部長
- (2) 副委員長 健康課長
- (3) 委員 企画調整課長、市民生活課長、商工観光課長、農林課長、子育て支援課長、指導室長および給食センター所長

4 委員長の職務および代理

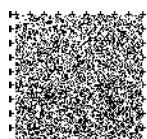
- (1) 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 検討会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長が必要と認める時は、検討会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

6 部会

- (1) 検討会は、個別事項等について専門的な調査および検討を行うため、必要に応じて部会を設置することができる。
- (2) 部会の設置および運営は、委員長が別に定める。



7 報告

委員長は、必要に応じて検討会の検討経過および最終検討結果を青梅市長に報告する。

8 庶務

検討会の庶務は、健康課において行う。

9 その他

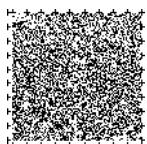
この要綱に定めるものの他、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会に諮って定める。

10 実施期日

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

11 経過措置

この要綱の一部改正は、平成21年5月12日から実施する。

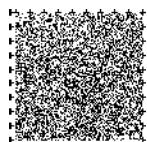


資料 5 青梅市食育推進計画調査検討会委員名簿

平成 21 年 4 月 1 日現在

◎ 委員長 ○ 副委員長

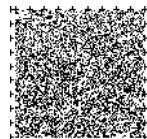
氏 名	所 屬 部 課
◎ 関 塚 泰 久	健康福祉部長
○ 池 田 央	健康福祉部健康課長
水 村 和 朗	企画部企画調整課長
市 川 真佐美	市民部市民生活課長
星 野 由 援	環境経済部商工観光課長
高 野 佳 弘	環境経済部農林課長
清 水 宏	健康福祉部子育て支援課長
宇 田 剛	学校教育部指導室長
朱 通 智	学校教育部給食センター所長



資料 6 青梅市食育推進計画調査検討部会委員名簿

平成 21 年 10 月 1 日現在

区分	役職	氏名	所属
第1部会	部会長	池田 央	健康福祉部健康課長
	副部会長	水村 和朗	企画部企画調整課長
	部会員 (事務局)	森谷 忠介	健康福祉部健康課母子保健係長
	部会員	松永 和浩	企画部企画調整課企画調整担当主査
	〃	塙野 秀男	市民部市民生活課勤労・消費生活 担当主査
	〃	塙本 智信	社会教育部社会教育課生涯学習推進係長
第2部会	部会長	高野 佳弘	環境経済部農林課長
	副部会長	市川 真佐美	市民部市民生活課長
	〃	星野 由援	環境経済部商工観光課長
	部会員	吉野 雅幸	市民部市民活動推進課市民活動推進係長
	〃	小林 正一	環境経済部農林課農政係長
	〃	藤井 卓	環境経済部商工観光課商工観光係長
	事務局	南澤 進一	健康福祉部健康課母子保健係員
第3部会	部会長	宇田 剛	学校教育部指導室長
	副部会長	清水 宏	健康福祉部子育て支援課長
	〃	朱通 智	学校教育部給食センター所長
	部会員	石川 久	健康福祉部子育て支援課保育係長
	〃	山中 威	学校教育部指導室指導係長
	〃	一岡 敏行	学校教育部給食センター栄養担当主査
	〃	檜島 章夫	総務部庶務課庶務係長
	事務局	江川 弘子	健康福祉部健康課母子保健係員



資料7 食生活と食育に関する市民意識調査〈概要〉

調査実施の概要

1 調査目的

食生活と食育に関する市民の意識・意向を把握し、「青梅市食育推進計画」の策定に資することを目的とする。

2 調査内容

- (1) 食生活について
- (2) 食育について
- (3) 学校や地域での食育について
- (4) 市の取り組みについて

3 調査設計

- (1) 調査対象：青梅市に住む18歳から70歳代の男女個人
- (2) 標本数：2,000サンプル
- (3) 標本抽出方法：住民基本台帳に基づく層化2段階無作為抽出
- (4) 調査方法：郵送による配布・回収
- (5) 調査期間：平成20年12月1日～12月22日

4 回収結果

- (1) 有効回収数 892サンプル
- (2) 有効回収率 44.6%

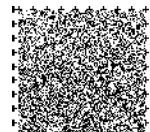
※グラフ、文章内の表記について

・nは回答者数

・3 M.A.は3つまで選択、5 M.A.は5つまで選択、M.A.はいくつでも選択

平成21年8月

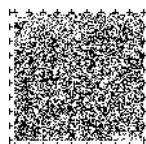
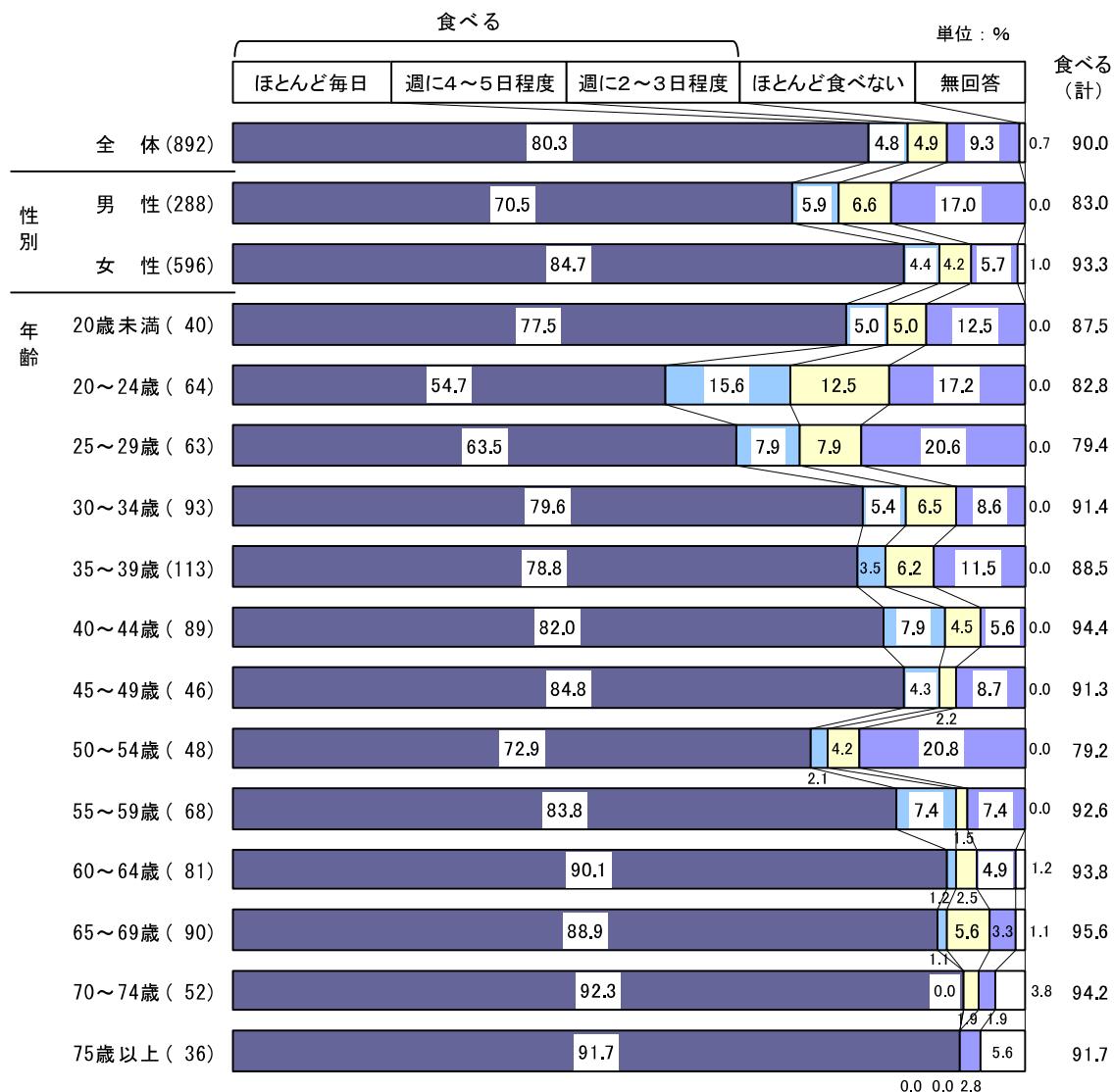
青梅市



1. 食生活について

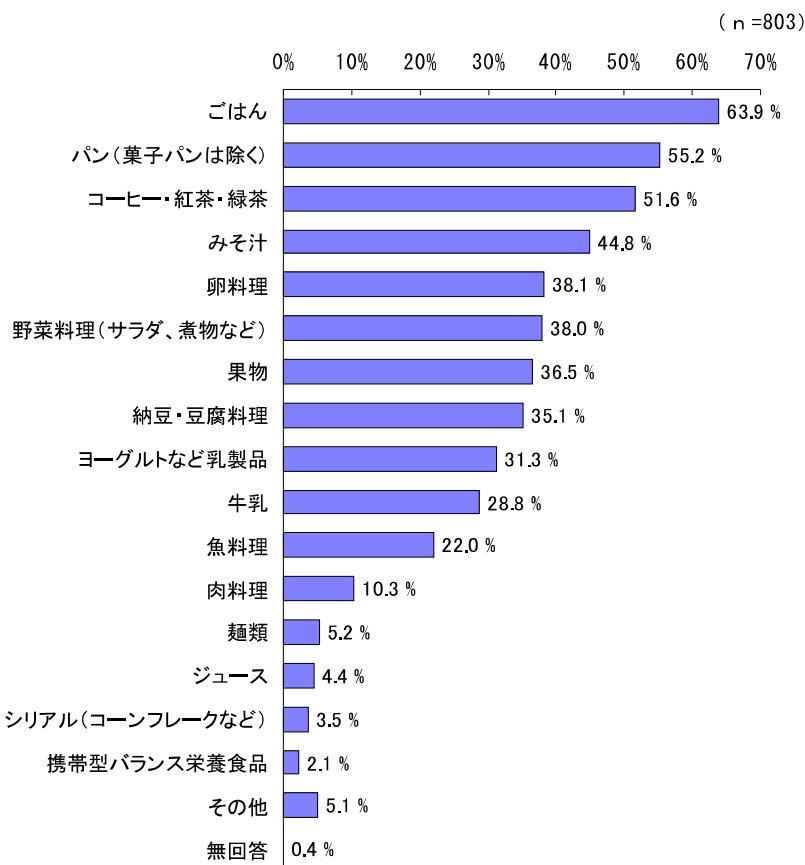
問1 朝食を食べる頻度

- ◇ 「ほとんど毎日食べる」が80%、「週に4～5日程度食べる」「週に2～3日程度食べる」を含めた『食べる（計）』が90%。
- ◇ 性別では、男性で「ほとんど食べない」割合が多い。
- ◇ 年齢別では、29歳までの若年層と、50～54歳に「ほとんど食べない」が多い。



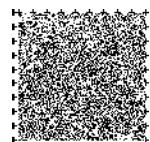
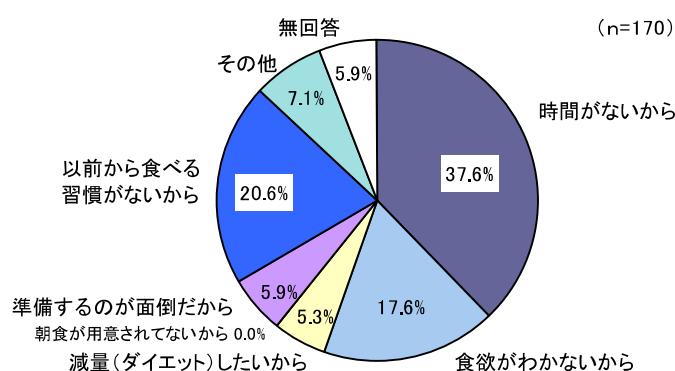
問2 朝食の内容（朝食を『食べる』と回答した人（803人）に）（M. A.）

◇ 「ごはん」が 63.9%で最も多く、「パン（菓子パンは除く）」55.2%、「コーヒー・紅茶・緑茶」51.6%、「みそ汁」44.8%が続く。



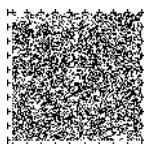
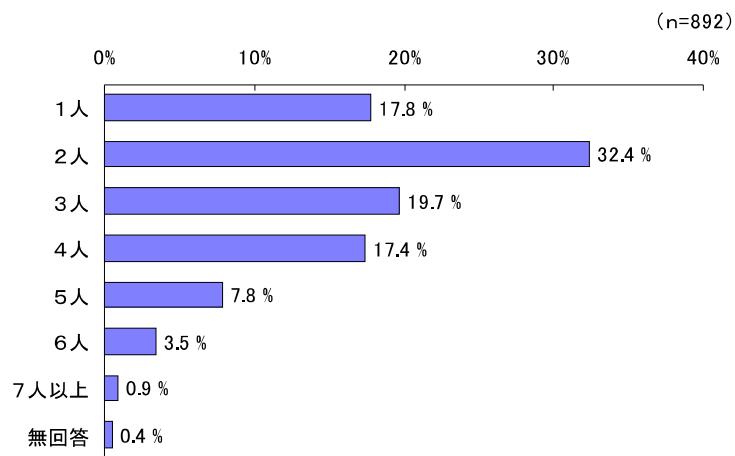
問3 朝食を食べない理由（朝食を「ほとんど食べる」以外に回答した人（170人）に）

◇ 「時間がないから」が 37.6%と最も多く、次いで「以前から食べる習慣がないから」が 20.6%、「食欲がわからないから」が 17.6%。



問4 同居の家族人数

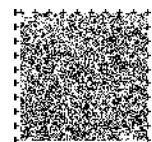
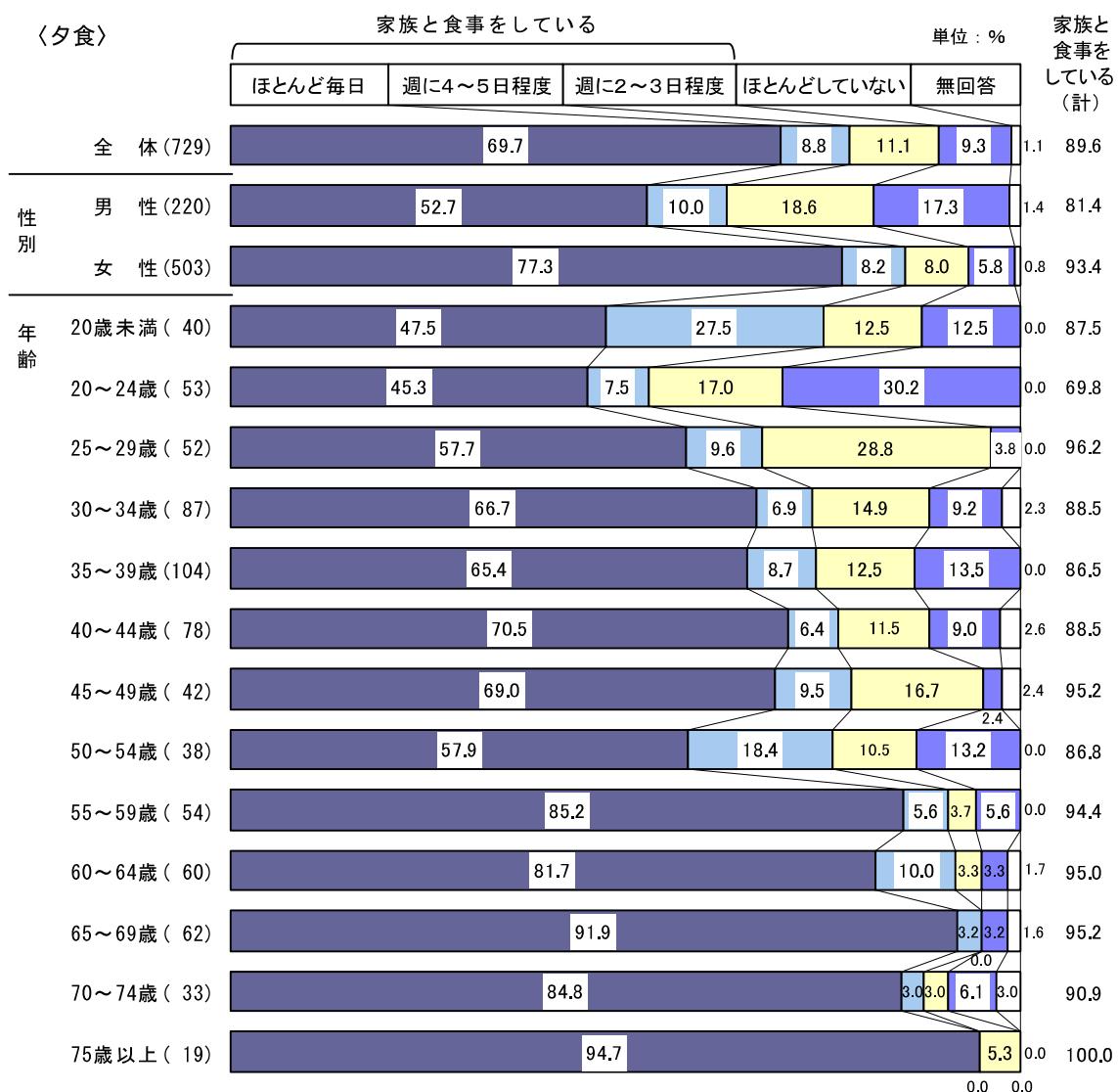
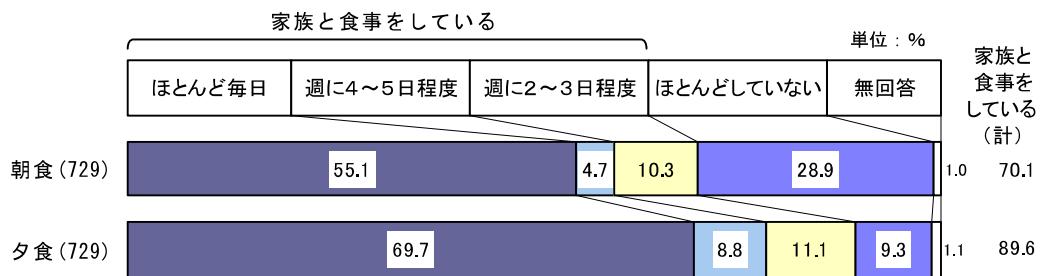
◇ 1人（単身）は17.8%、2人以上（同居家族あり）は81.7%。



問5 家族との食事の頻度（同居家族がいる人（729人）に）

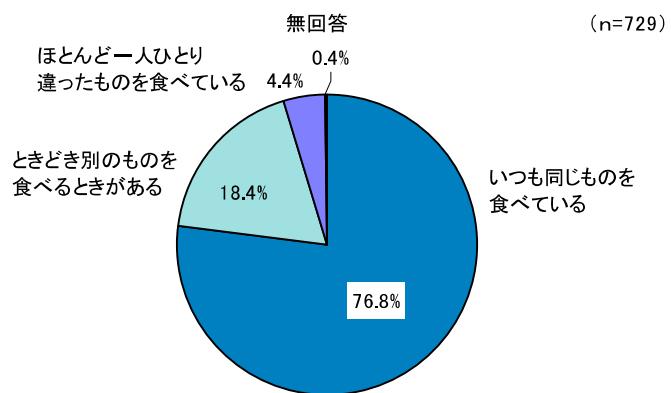
◇『家族と食事している』は朝食が70.1%、夕食が89.6%。

◇若年層と50～54歳では、夕食でも家族と一緒に食する頻度が低い。



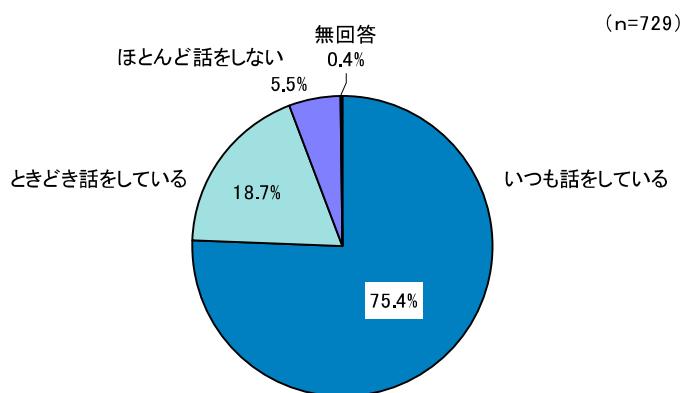
問6 夕食時に家族で同じものを食べているか（同居家族がいる人（729人）に）

◇「いつも同じものを食べている」が76.8%、「ときどき別のもの食べるときがある」が18.4%。



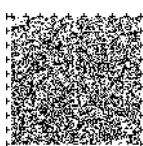
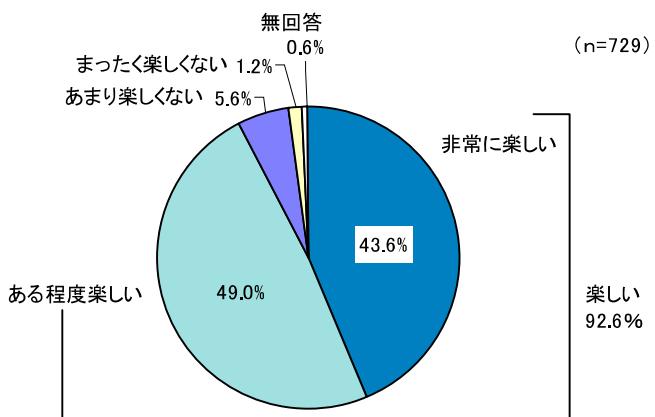
問7 夕食時の家族との会話（同居家族がいる人（729人）に）

◇「いつも話をしている」が75.4%、「ときどき話をしている」が18.7%。



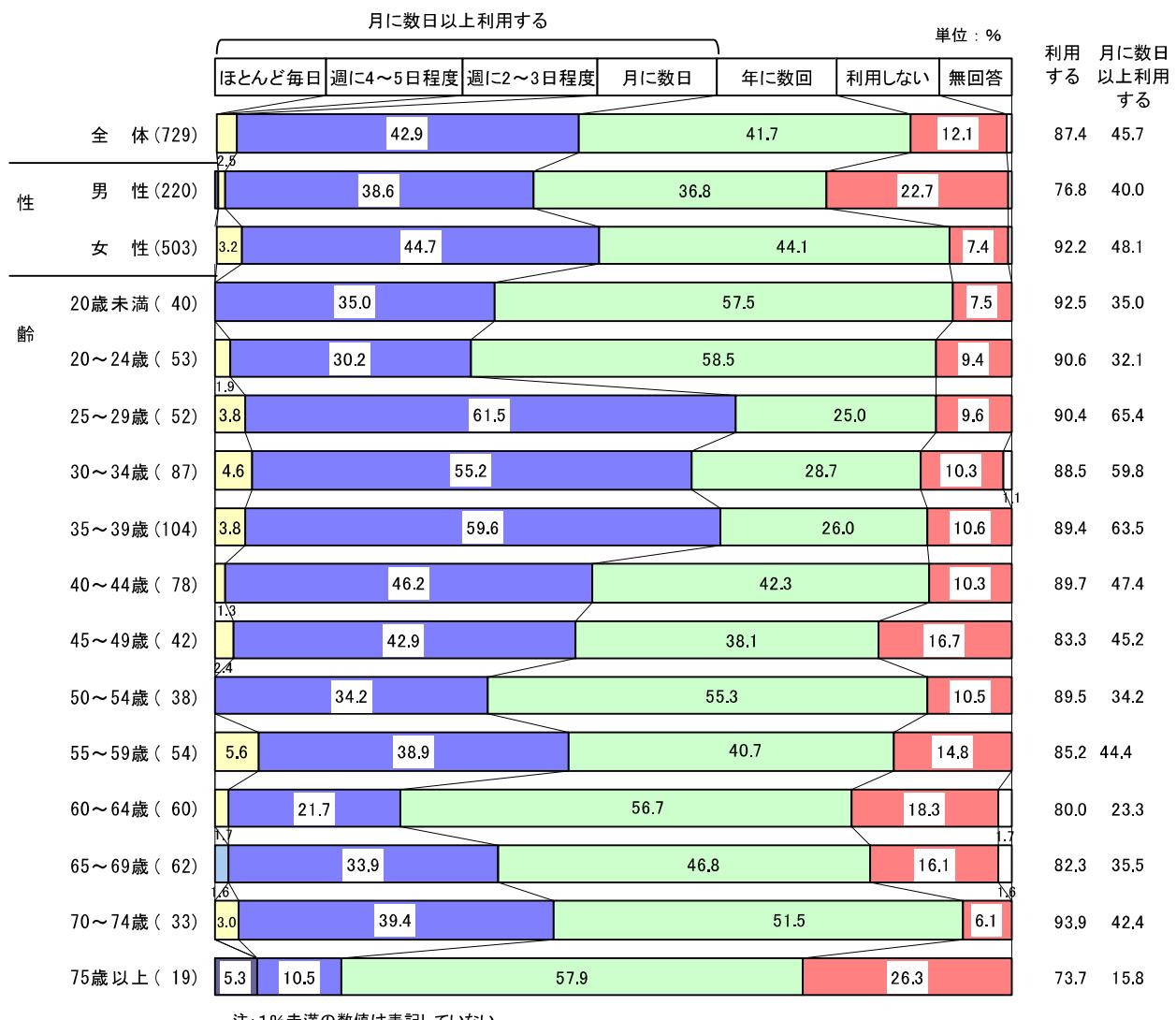
問8 家族と一緒に食事が楽しいか（同居家族がいる人（729人）に）

◇『楽しい』が92.6%。



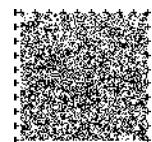
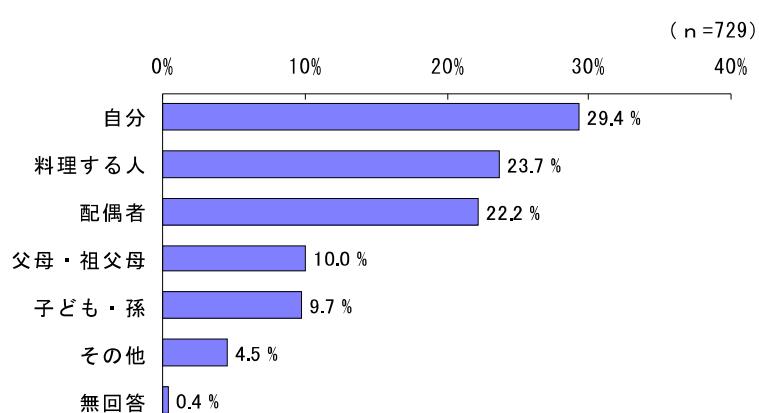
問9 外食の頻度（同居家族がいる人（729人）に）

- ◇『月に数日以上利用する』が45.7%、「年に数回」41.7%を含めた『利用する』が87.4%。
 ◇25歳～30歳代で『月に数日以上利用する』が多い。



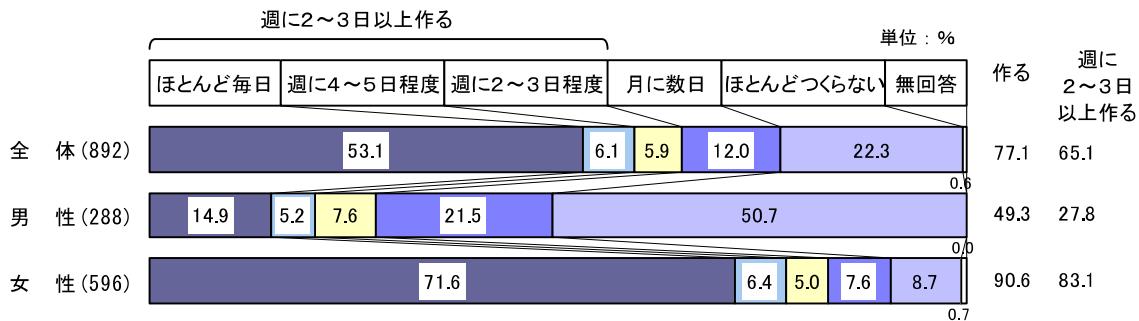
問10 食事メニューは誰の好みで決めるか（同居家族がいる人（729人）に）

- ◇「自分」が29.4%で最も多く、次いで「料理する人」23.7%、「配偶者」22.2%。



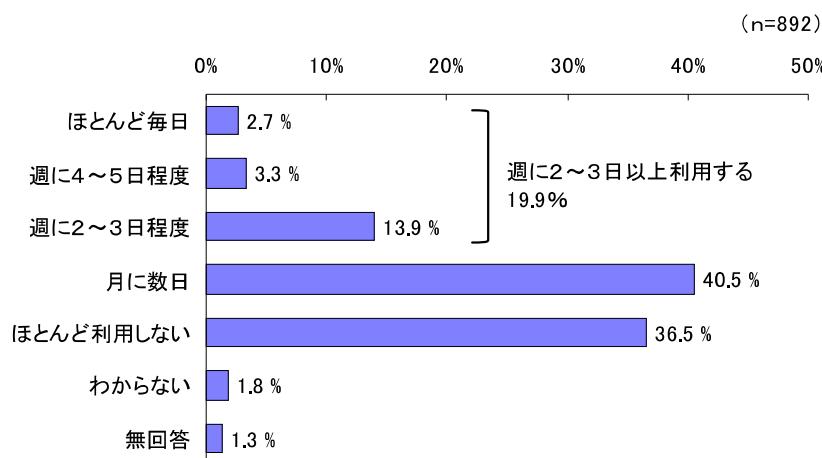
問11 自分で料理を作る頻度

- ◇『週に2～3日以上作る』が65.1%、「月に数日（休日など）」12.0%を含めた『作る』が77.1%。
- ◇『作る』は男性で49.3%、女性で90.6%。



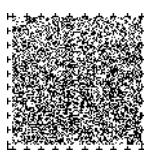
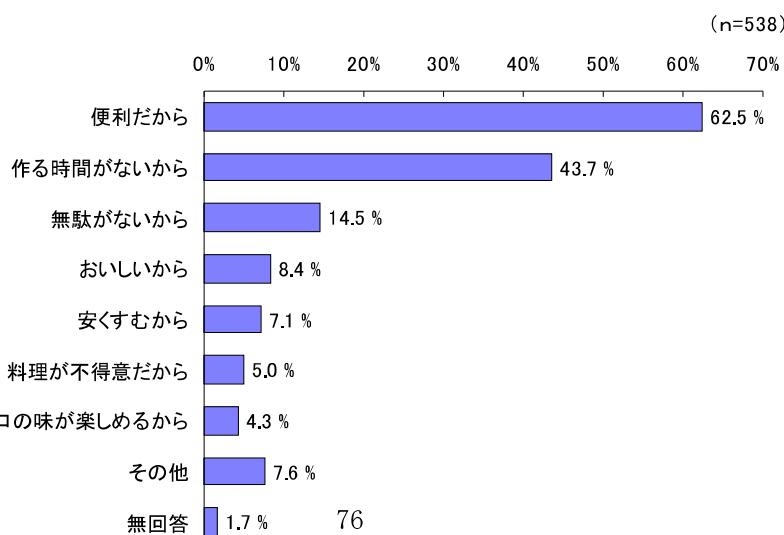
問12 調理済み（できあい）の総菜や弁当の利用頻度

- ◇『週に2～3日以上利用する』が19.9%、「月に数回」40.5%を含めた『利用する』は60.3%。



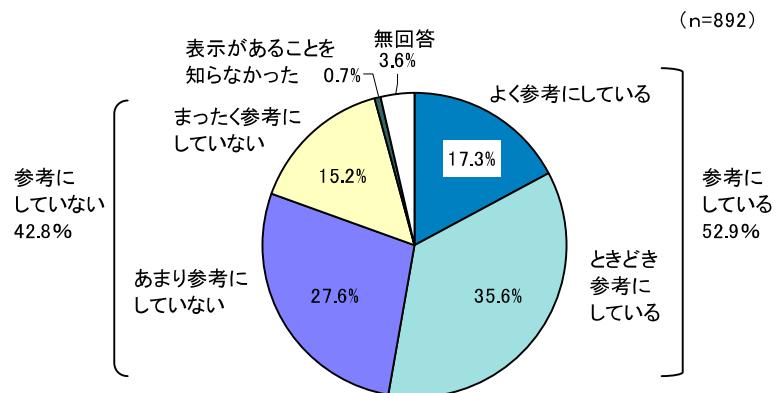
問13 調理済みの食品を利用する理由（利用すると答えた人（538人）に）(2 M. A.)

- ◇「便利だから」が62.5%で最も多く、「作る時間がないから」43.7%が続く。



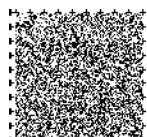
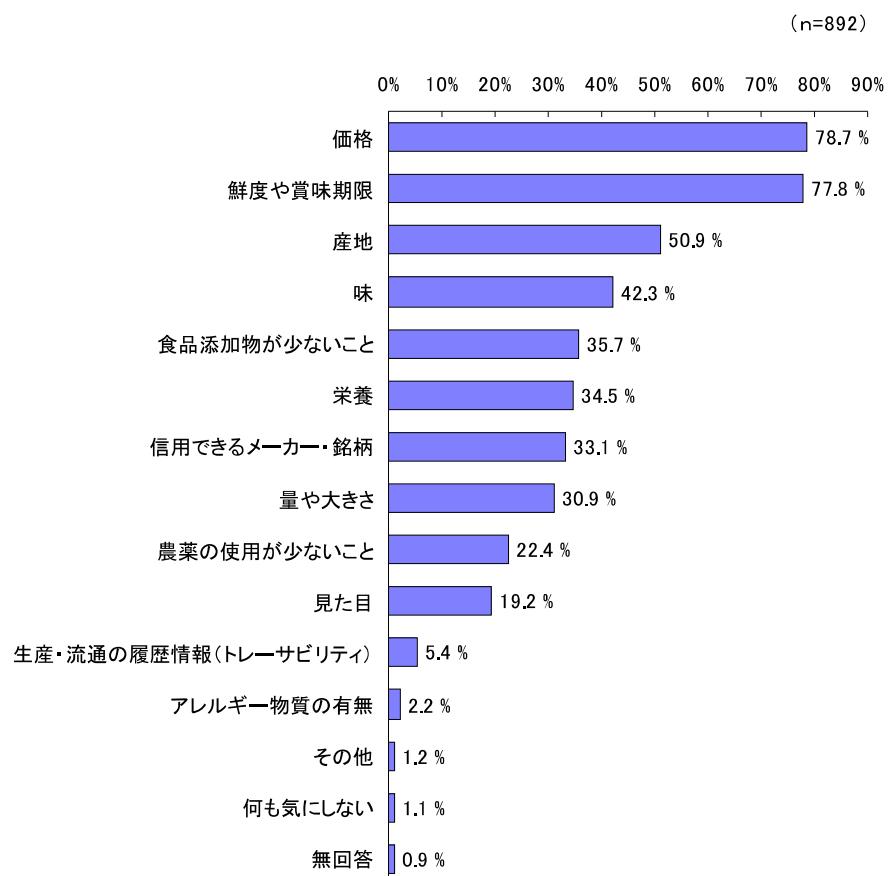
問14 外食や食品購入時の栄養表示の参考

◇『参考にしている』が52.9%、『参考にしていない』が42.8%。



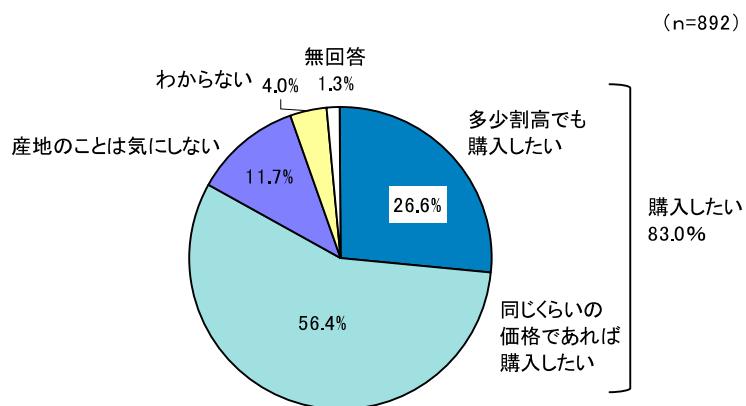
問15 食品を選ぶときに重視すること (5 M. A.)

◇「価格」78.7%、「鮮度や賞味期限」77.8%が多く、「産地」50.9%、「味」42.3%、「食品添加物が少ないこと」35.7%などが続く。



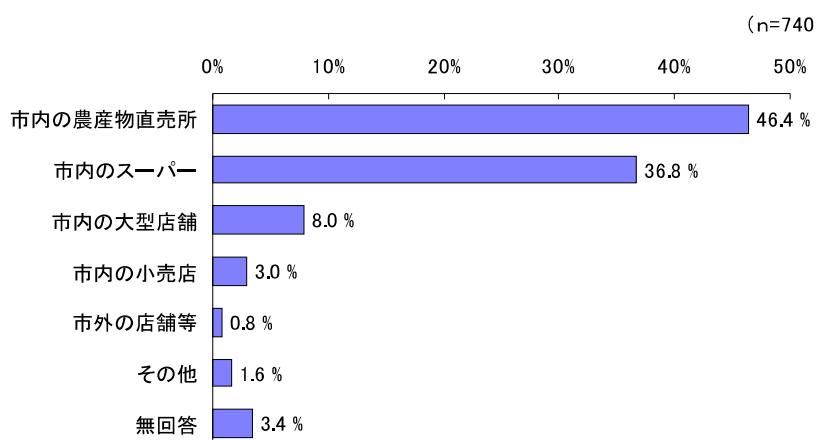
問16 地元の産物とわかる商品であれば購入したいか

◇『購入したい』が83.0%、「産地のことは気にしない」が11.7%。



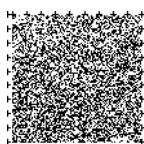
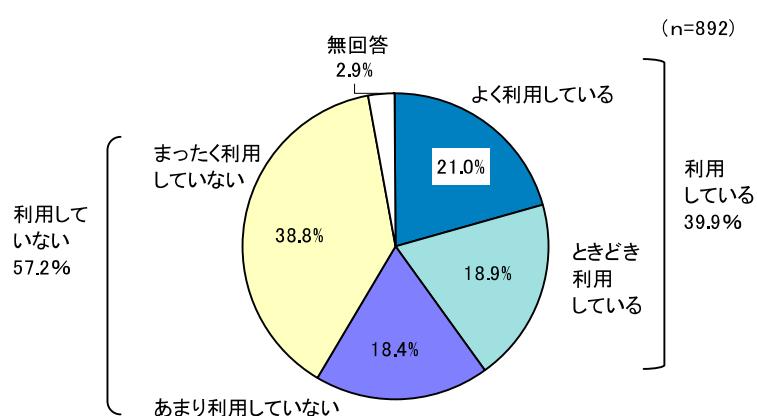
問17 地元の産物の購入場所（問16で『購入したい』と答えた人（740人）に）

◇「市内の農産物直売所」が46.4%、「市内のスーパー」が36.8%。



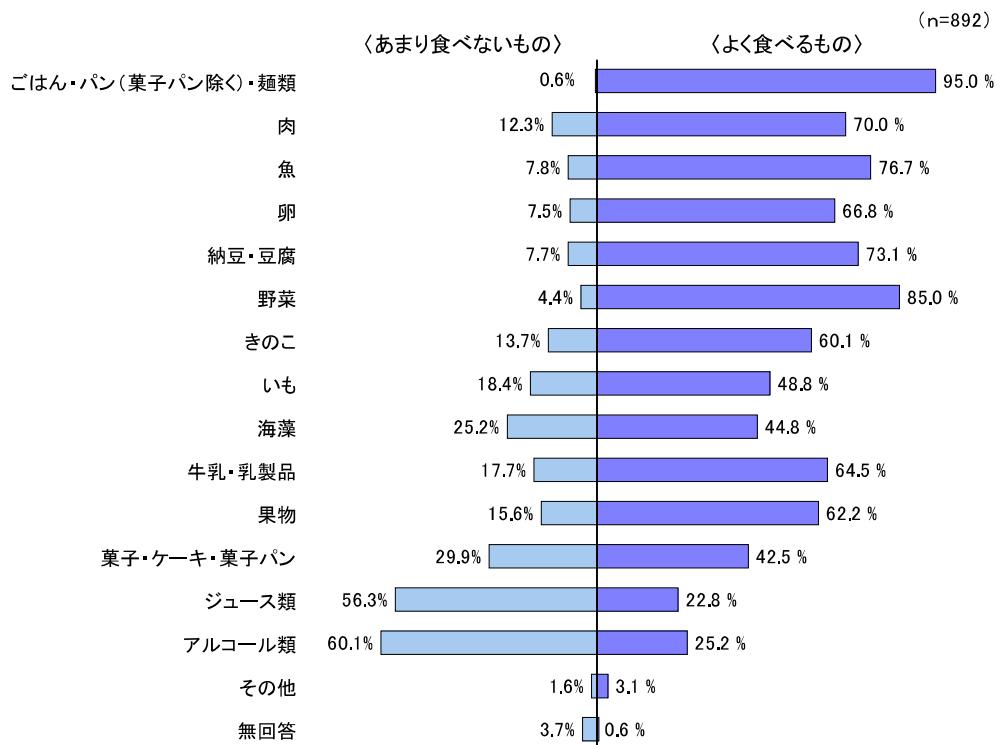
問18 栄養を補う食品（サプリメントや栄養ドリンクなど）の利用

◇『利用している』が39.9%、『利用していない』が57.2%。



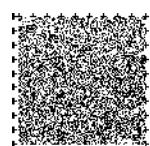
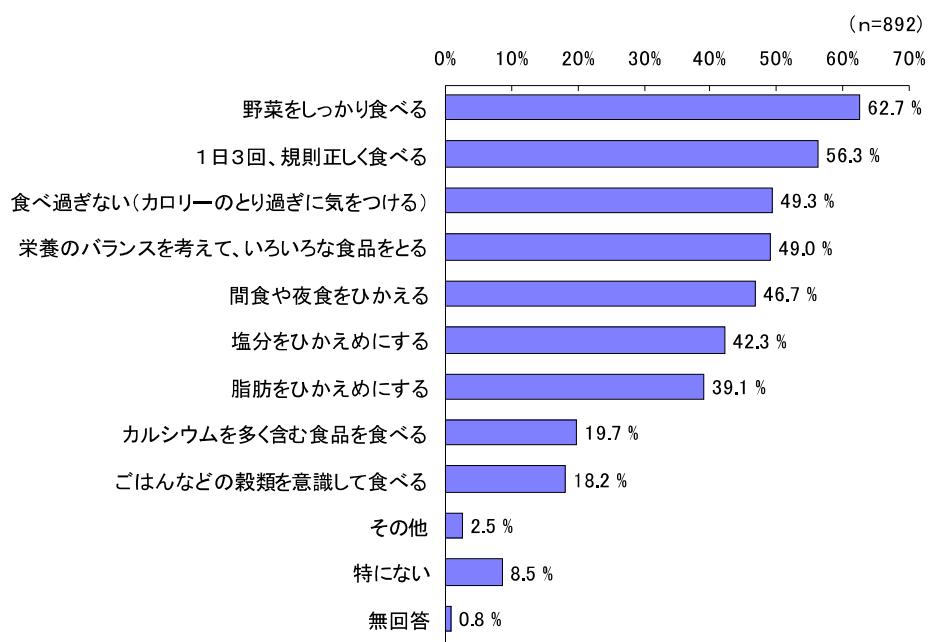
問19 食事の内容でよく食べているもの、あまり食べないもの (M. A.)

- ◇よく食べるのは「ごはん・パン（菓子パン除く）・麺類」が95.0%で、「野菜」85.0%、「魚」76.7%、「納豆・豆腐」73.1%と続く。
- ◇あまり食べないものは「アルコール類」60.1%、「ジュース類」56.3%、「菓子・ケーキ・菓子パン」29.9%など。



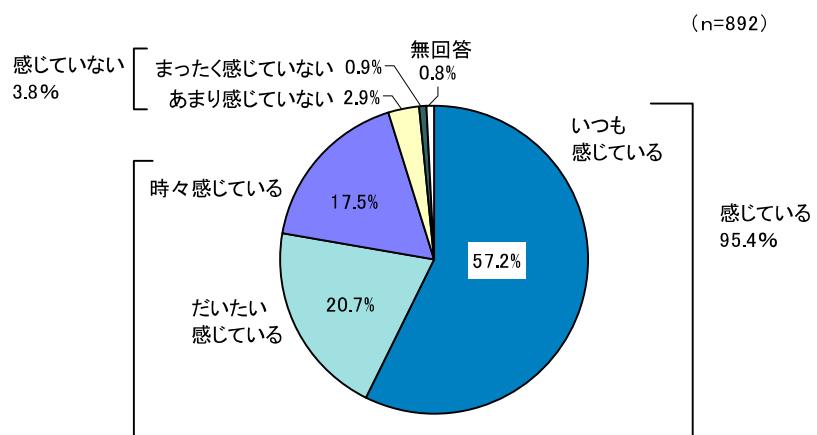
問20 食事の摂り方で気をつけていること (M. A.)

- ◇「野菜をしっかり食べる」が62.7%で最も多く、「1日3回、規則正しく食べる」56.3%、「食べ過ぎない（カロリーのとり過ぎに気をつける）」49.3%、「栄養のバランスを考えて、いろいろな食品をとる」49.0%が続く。



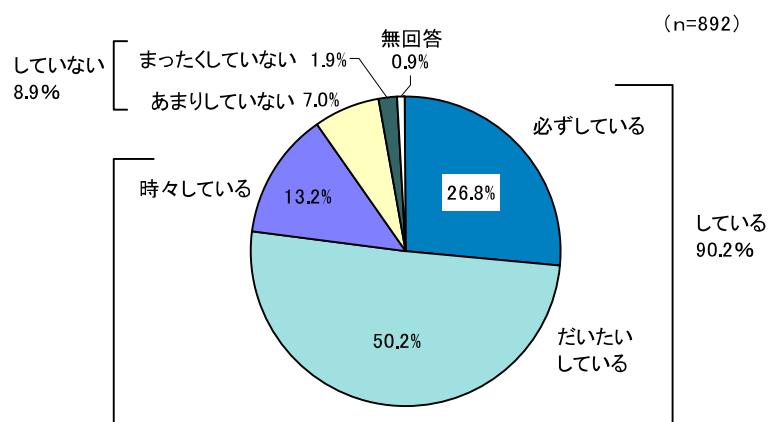
問21 食べ残しや食品の廃棄について「もったいない」と感じるか

◇『感じている』が95.4%。



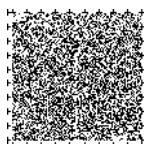
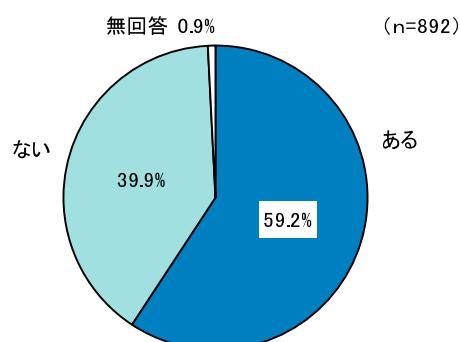
問22 食べ残しを減らす努力

◇『している』が90.2%、『していない』が8.9%。



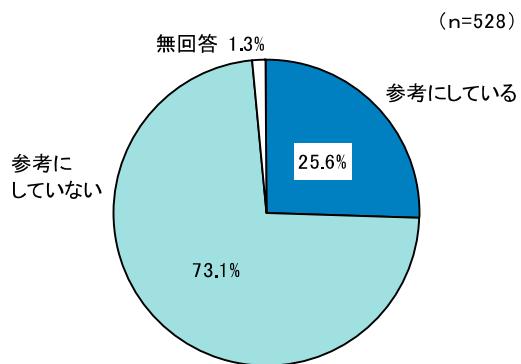
問23 食事バランスガイドを見たことがあるか

◇「ある」が59.2%、「ない」が39.9%。



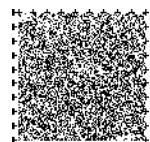
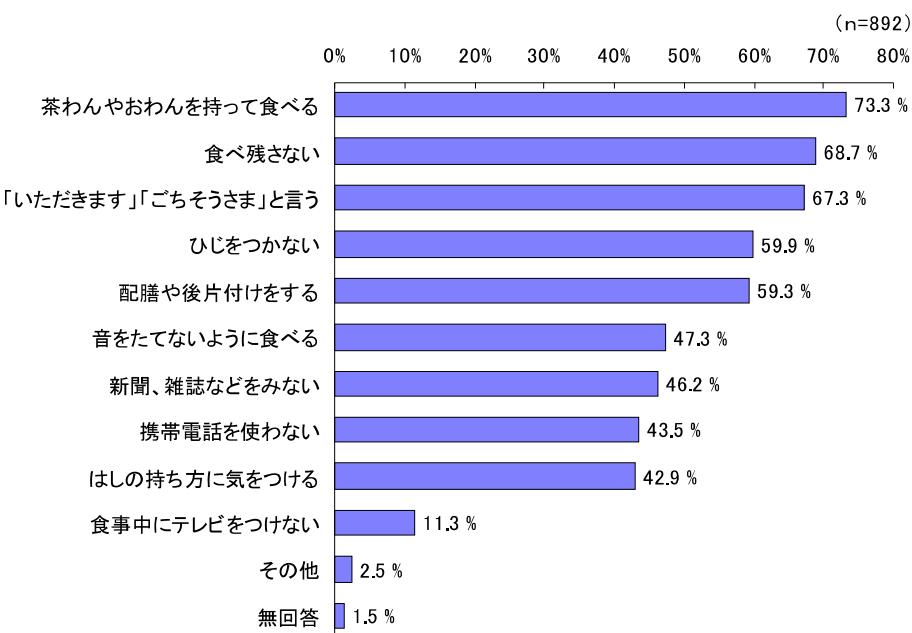
問24 食事バランスガイドの活用（問23で「ある」と答えた人（528人）に）

◇「参考にしている」が25.6%、「参考にしていない」が73.1%



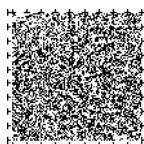
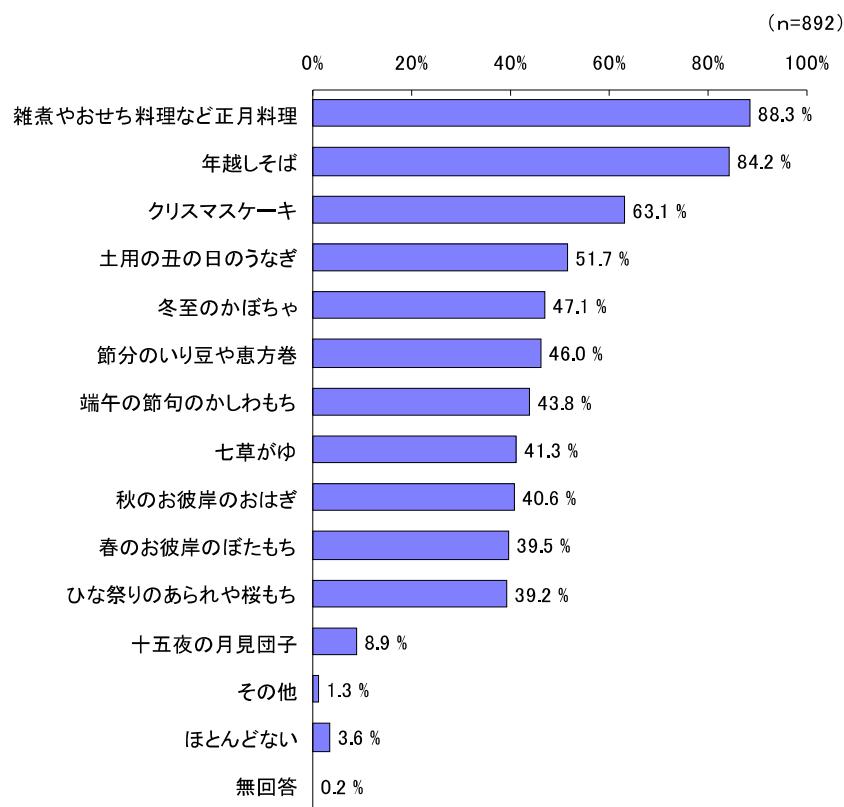
問25 食事の際に気をつけているマナー（M. A.）

◇「茶わんやおわんを持って食べる」が73.3%、「食べ残さない」68.7%、「いただきます、ごちそうさまと言う」67.3%と続く。



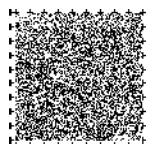
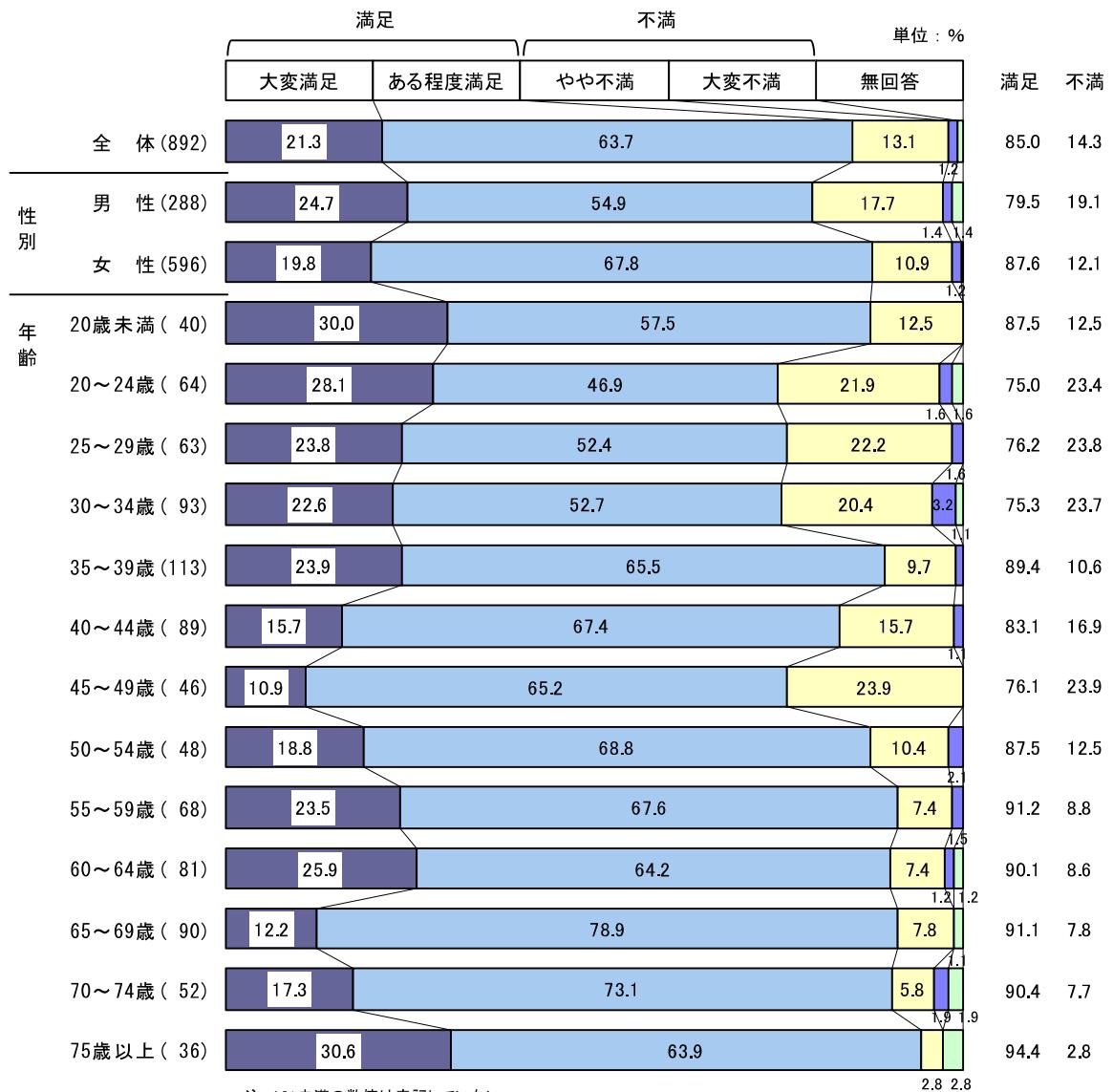
問26 季節ごとの行事食を食べる習慣 (M. A.)

◇ 「雑煮やおせち料理など正月料理」88.3%、「年越しそば」84.2%が多く、「クリスマスケーキ」63.1%、「土用の丑の日のうなぎ」51.7%と続く。



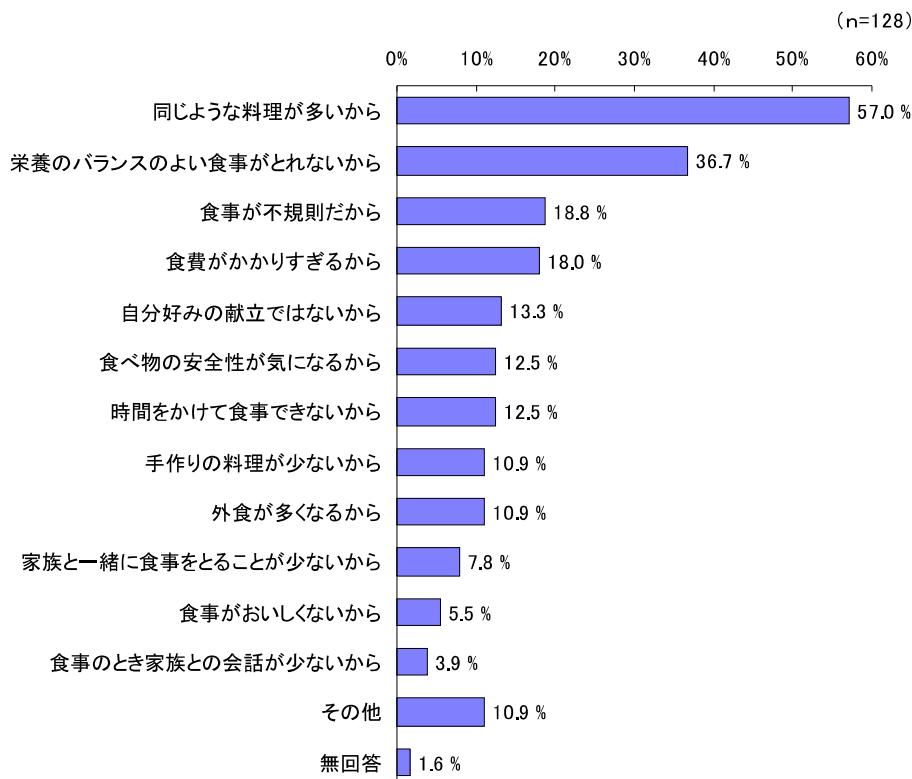
問27 食生活の満足度

- ◇『満足』が85.0%、『不満』が14.3%。
 ◇20歳代～34歳までと、40歳代で『満足』が低い。



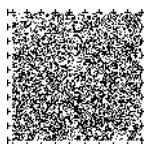
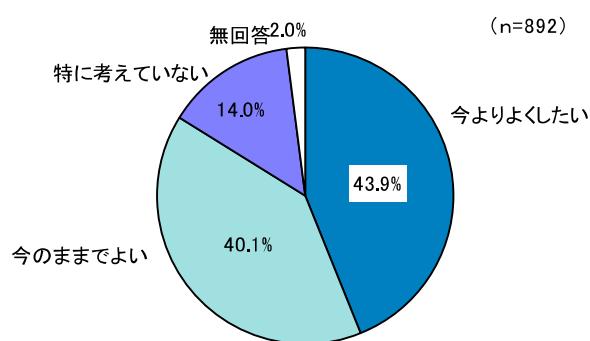
問28 不満の理由（問27で『不満』と答えた人（128人）に）（3.M.A.）

◇「同じような料理が多いから」が57.0%で最も多く、「栄養のバランスのよい食事がとれないから」36.7%、「食事が不規則だから」18.8%、「食費がかかりすぎるから」18.0%と続く。



問29 今後の食生活

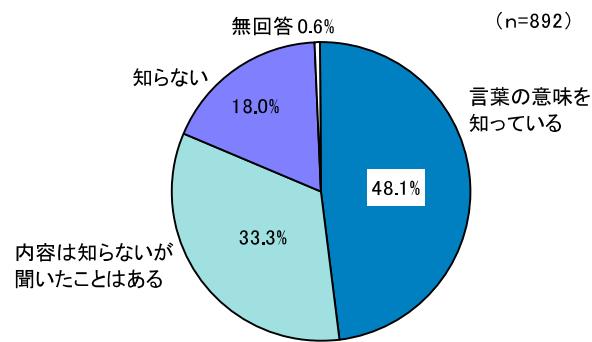
◇「今よりよくしたい」が43.9%、「今までよい」が40.1%、「特に考えていない」が14.0%。



2. 食育について

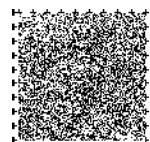
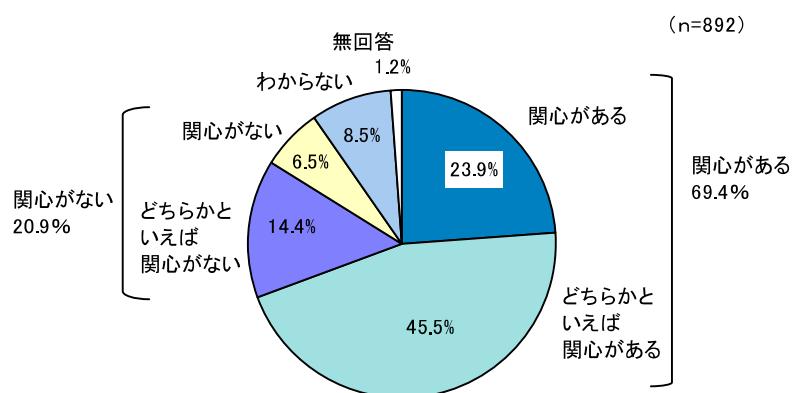
問30 「食育」の認知度

◇「言葉の意味を知っている」48.1%と、「内容は知らないが聞いたことはある」33.3%を合わせた『認知している』は81.4%。



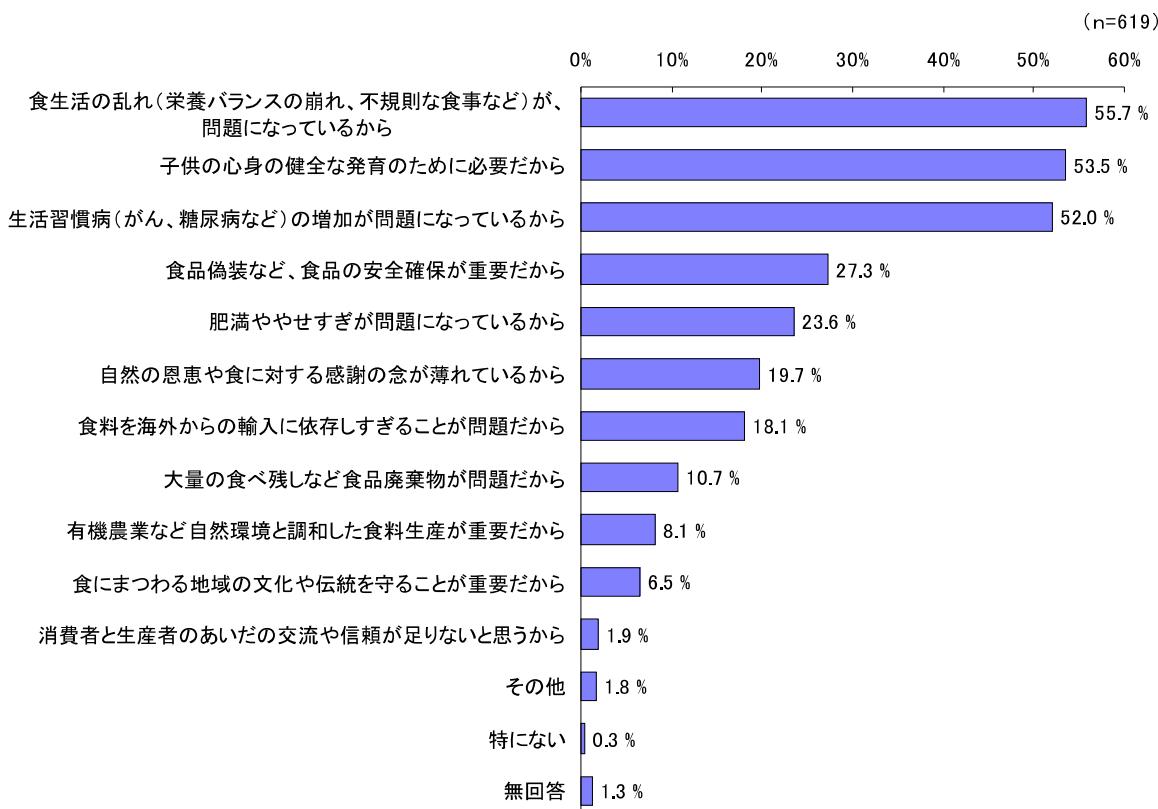
問31 「食育」への関心

◇『関心がある』が69.4%、『関心がない』が20.9%。



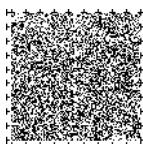
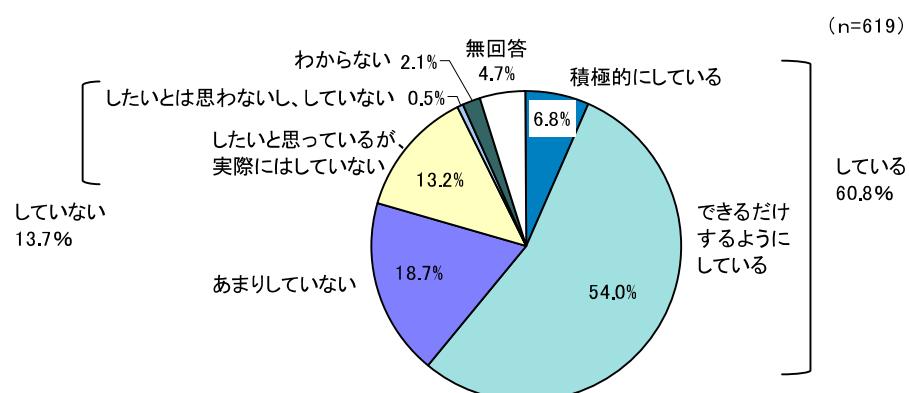
問32 「食育」に関する理由（問31で『関心がある』と答えた人（619人）に）（3.M.A.）

◇「食生活の乱れ（栄養バランスの崩れ、不規則な食事など）が、問題になっているから」55.7%、「子供の心身の健全な発育のために必要だから」53.5%、「生活習慣病（がん、糖尿病など）の増加が問題になっているから」52.0%が多い。



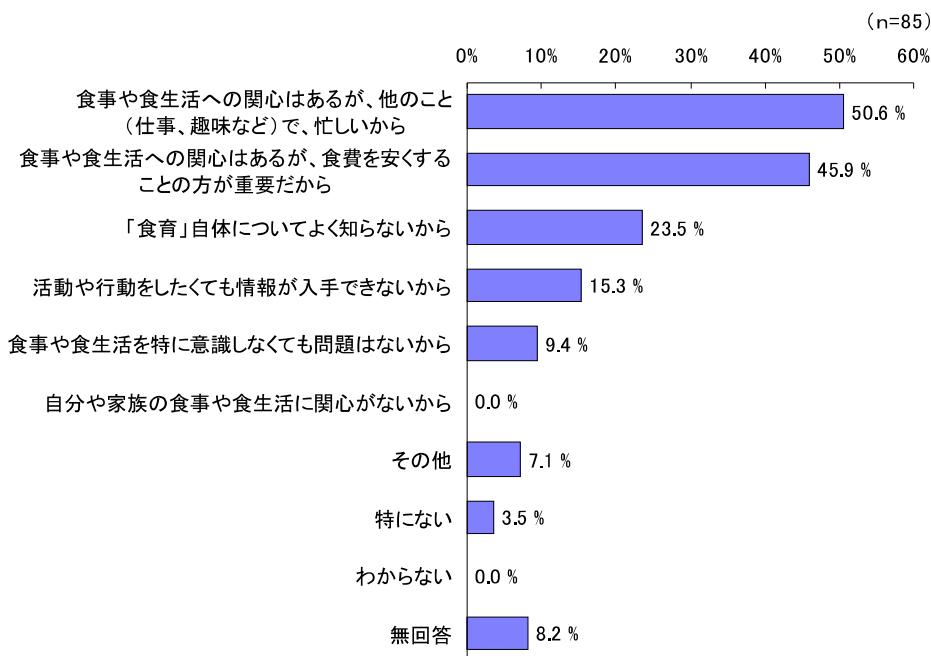
問33 日頃からの「食育」の実践（問31で『関心がある』と答えた人（619人）に）

◇「できるだけするようにしている」が54.0%で最も多く、「積極的にしている」6.8%と合わせた『している』は60.8%。



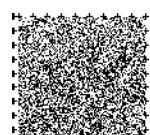
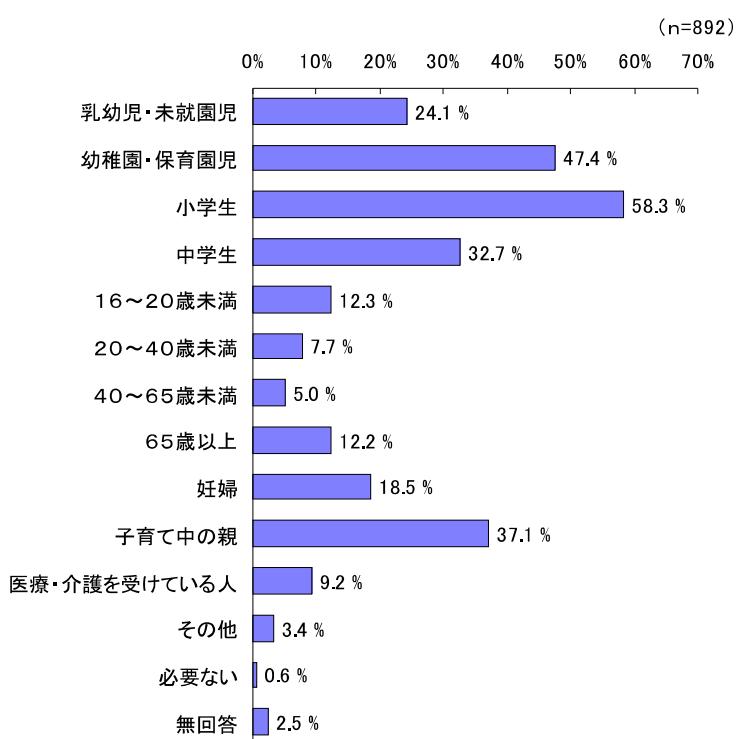
問34 「食育」を実践していない理由（問33で『していない』と答えた人（85人）に）
(3 M. A.)

◇「食事や食生活への関心はあるが、他のこと（仕事、趣味など）で、忙しいから」50.6%、「食事や食生活への関心はあるが、食費を安くすることの方が重要だから」45.9%が多い。



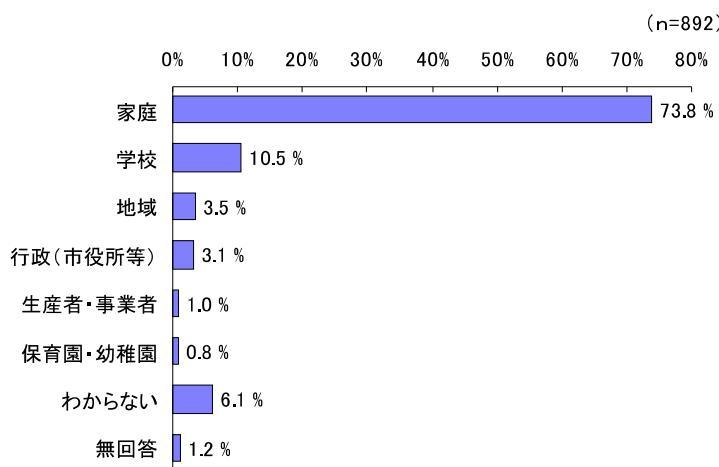
問35 「食育」を進めるうえで、どのような対象者に取り組むことが大切か (3 M. A.)

◇「小学生」が58.3%で最も多く、「幼稚園・保育園児」47.4%、「子育て中の親」37.1%、「中学生」32.7%が続く。



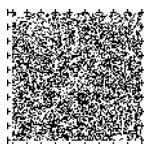
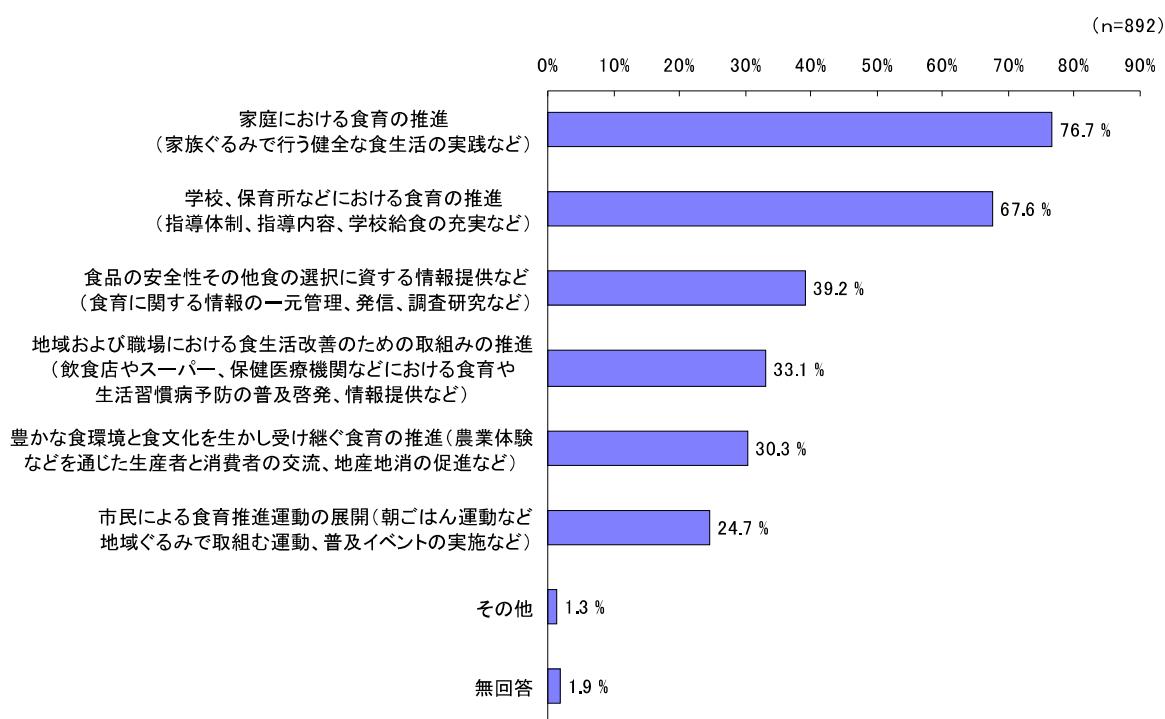
問36 「食育」は主にどこで行うものだと思うか

◇「家庭」が73.8%で最も多く、次いで「学校」10.5%



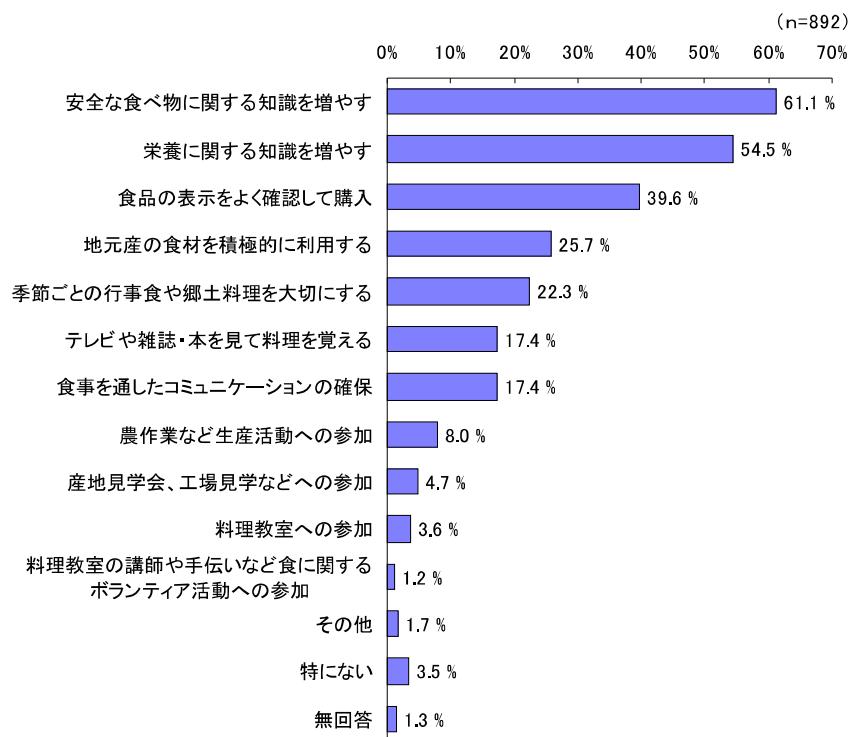
問37 「食育」を進める効果的な取り組み (3 M. A.)

◇「家庭における食育の推進」が76.7%、「学校、保育所などにおける食育の推進」67.6%が多い。



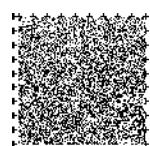
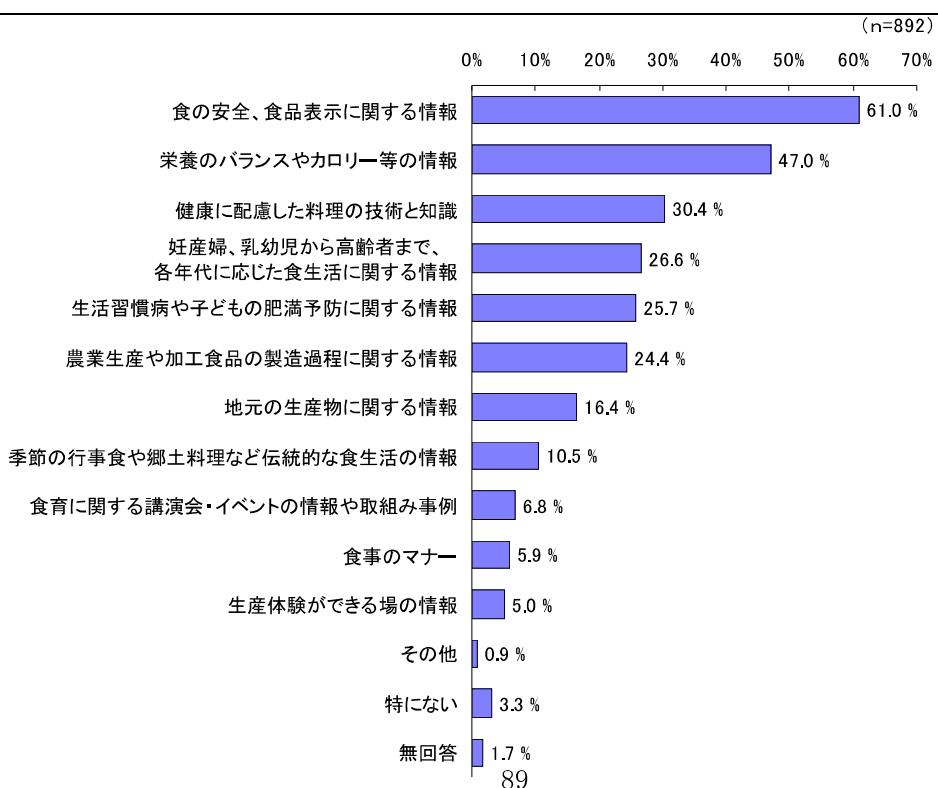
問38 食生活を健全で豊かなものにするために、したいこと（3 M. A.）

◇「安全な食べ物に関する知識を増やす」61.1%、「栄養に関する知識を増やす」54.5%が多く、「食品の表示をよく確認して購入」39.6%、「地元産の食材を積極的に利用する」25.7%と続く。



問39 健全で豊かな食生活のために欲しい情報（3 M. A.）

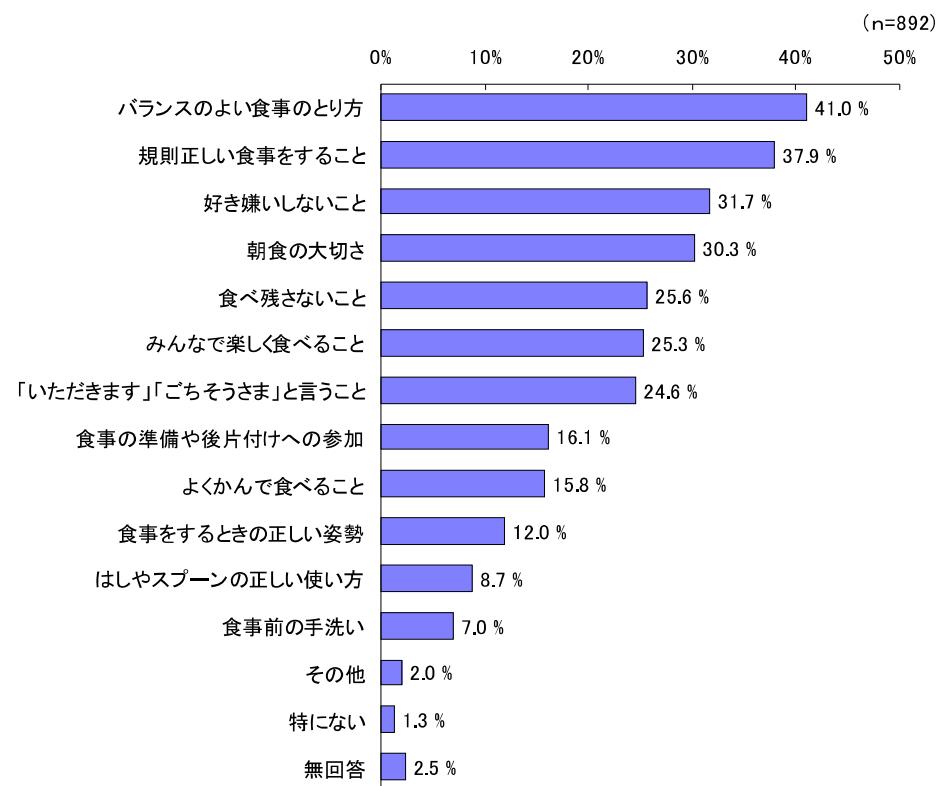
◇「食の安全、食品表示に関する情報」が 61.0%で最も多く、「栄養のバランスやカロリー等の情報」47.0%、「健康に配慮した料理の技術と知識」30.4%と続く。



3. 学校や地域での食育について

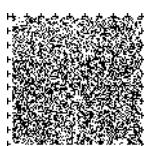
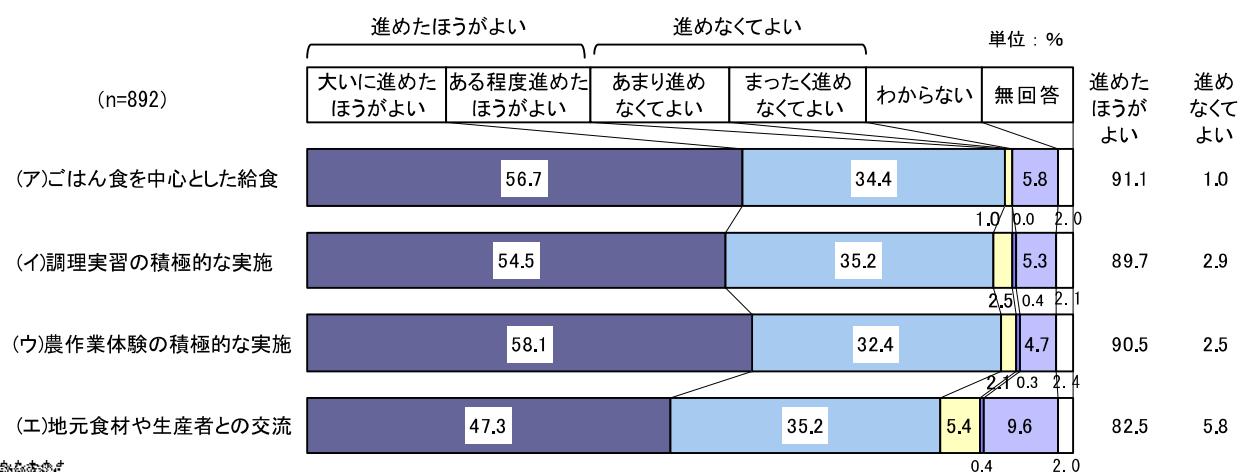
問 40 保育園・幼稚園・小・中学校の給食などで力を入れてほしいこと (3 M. A.)

◇「バランスのよい食事のとり方」41.0%、「規則正しい食事をすること」37.9%が多く、「好き嫌いしないこと」31.7%、「朝食の大切さ」30.3%が続く。



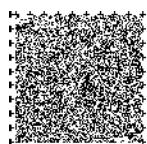
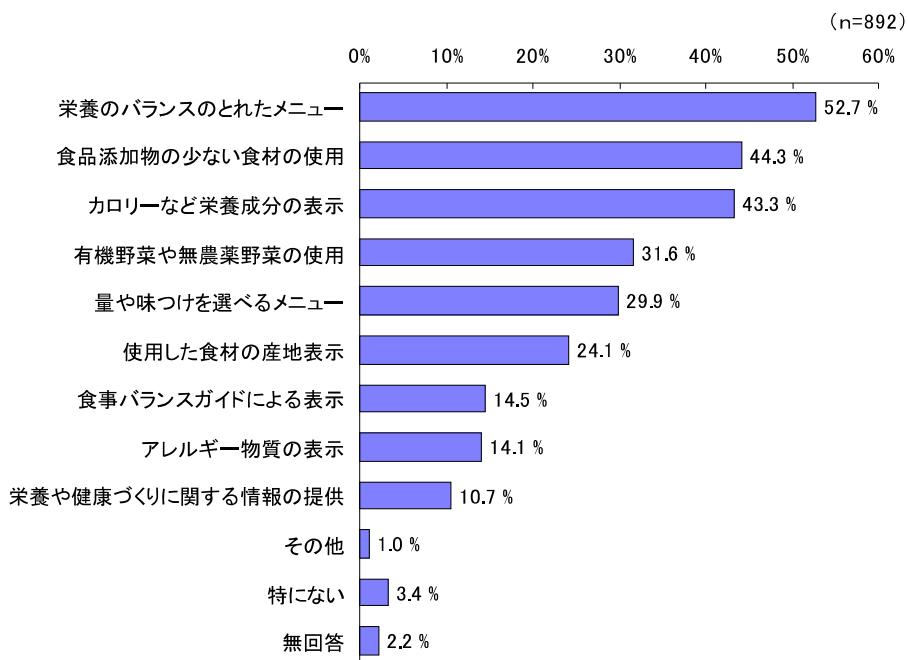
問 41 食に関する取り組みについて

◇『進めたほうがよい』は「ごはんを中心とした給食」91.1%、「調理実習の積極的な実施」89.7%、「農作業体験の積極的な実施」90.5%、「地元食材や生産者との交流」82.5%。



問42 飲食店やレストラン、職場の給食施設や食堂などに望むこと（3 M. A.）

◇「栄養のバランスのとれたメニュー」52.7%、「食品添加物の少ない食材の使用」44.3%、「カロリーなど栄養成分の表示」43.3%

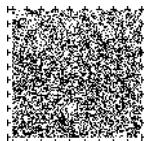
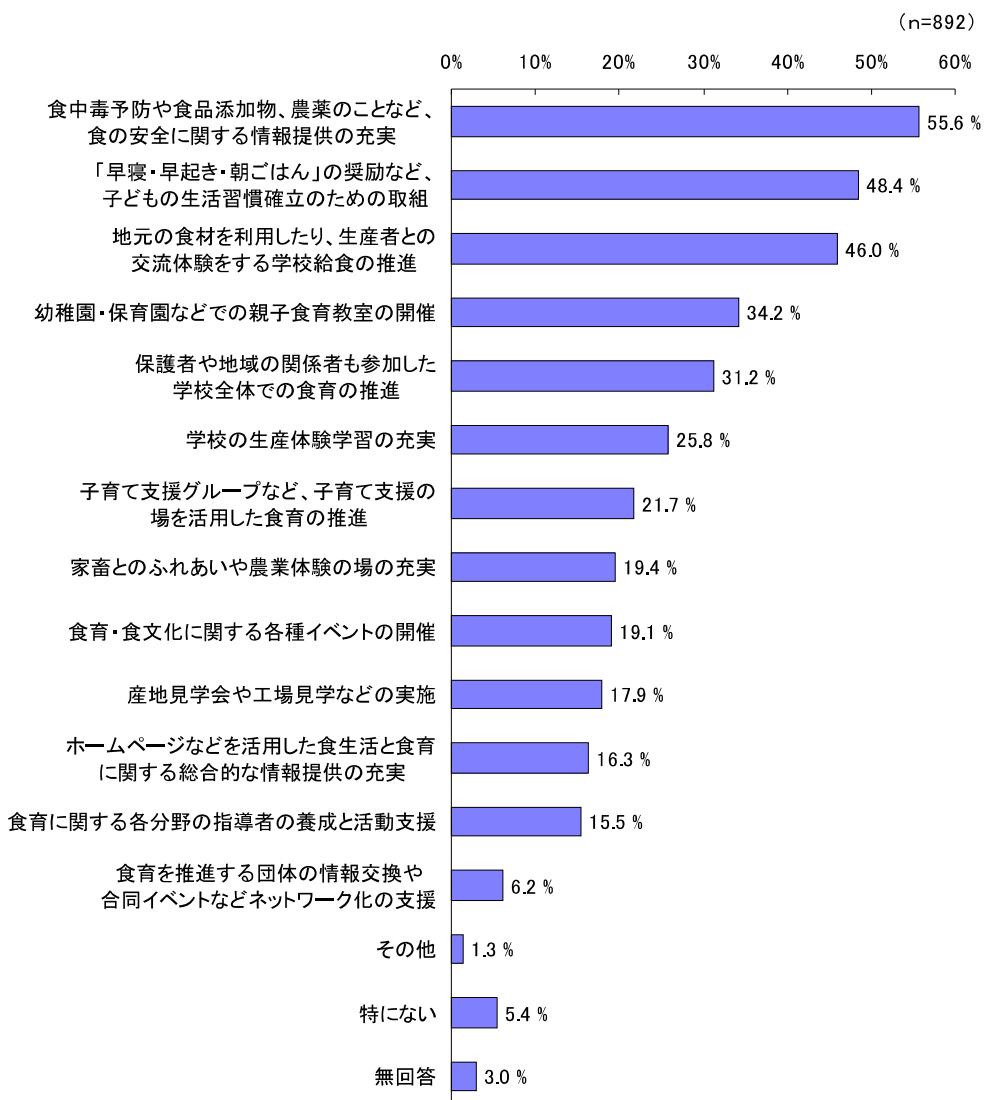


4. 市の取り組みについて

問43 健全で豊かな食生活の実現にむけて、市に重点的に取り組んでほしいこと

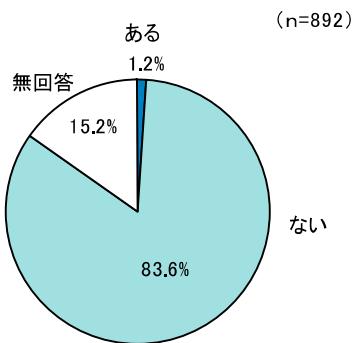
(5 M.A.)

- ◇ 「食中毒予防や食品添加物、農薬のことなど、食の安全に関する情報提供の充実」 55.6%、
「早寝・早起き・朝ごはんの奨励など、子どもの生活習慣確立のための取組」 48.4%、
「地元の食材を利用したり、生産者との交流体験をする学校給食の推進」 46.0%が多い。



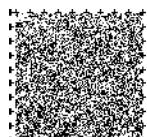
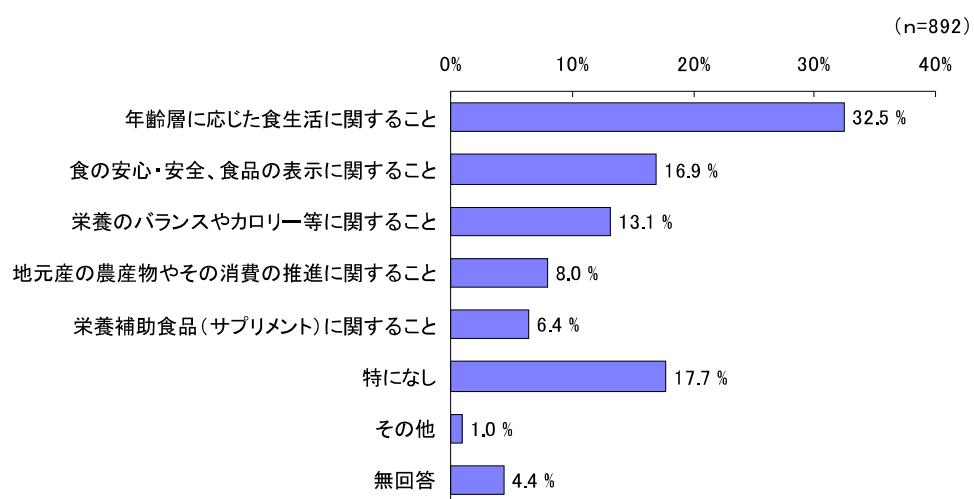
問44 市の食に関する消費者講座への参加

◇「ある」は1.2%、「ない」が83.6%



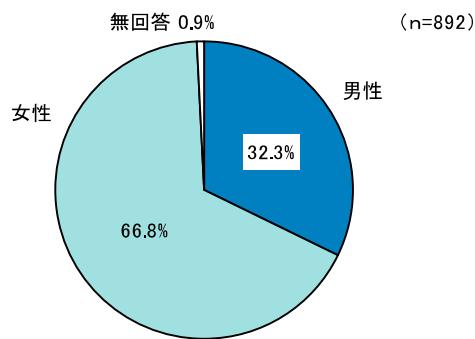
問45 食に関する消費者講座で参加したいもの

◇「年齢層に応じた食生活に関するこ」が32.5%で最も多く、「食の安心・安全、食品の表示に関するこ」16.9%、「栄養のバランスやカロリー等に関するこ」13.1%が続く。

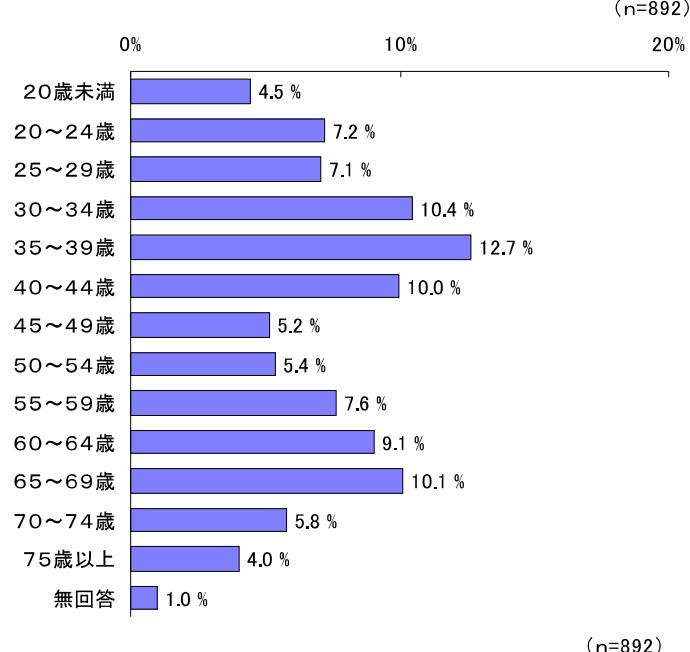


自身について

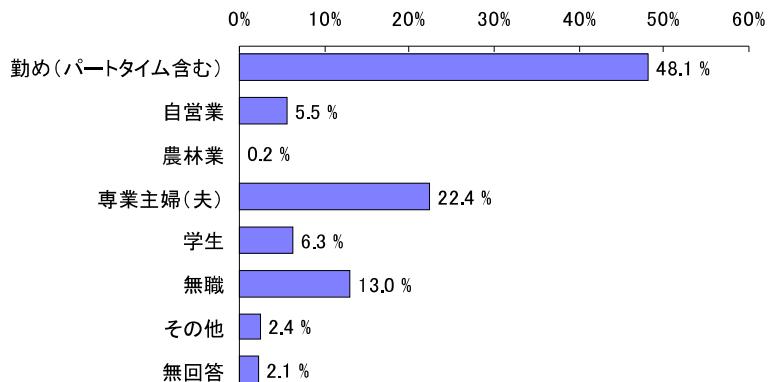
1 性別



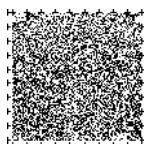
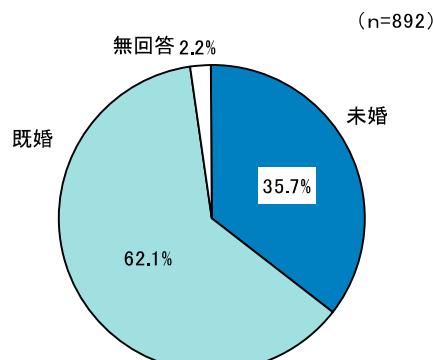
2 年齢



3 職業

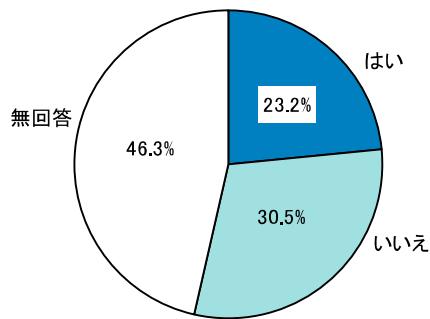


4 結婚

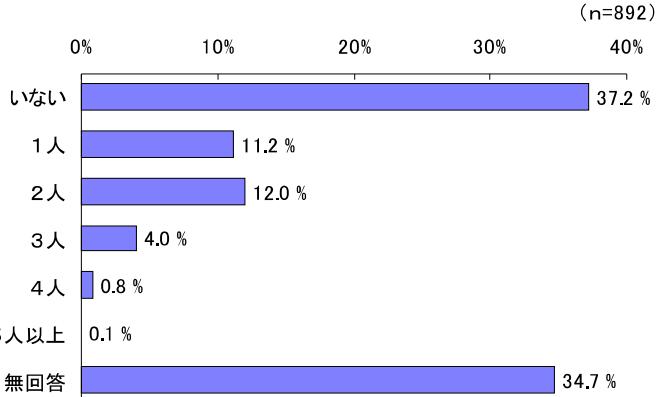


(n=892)

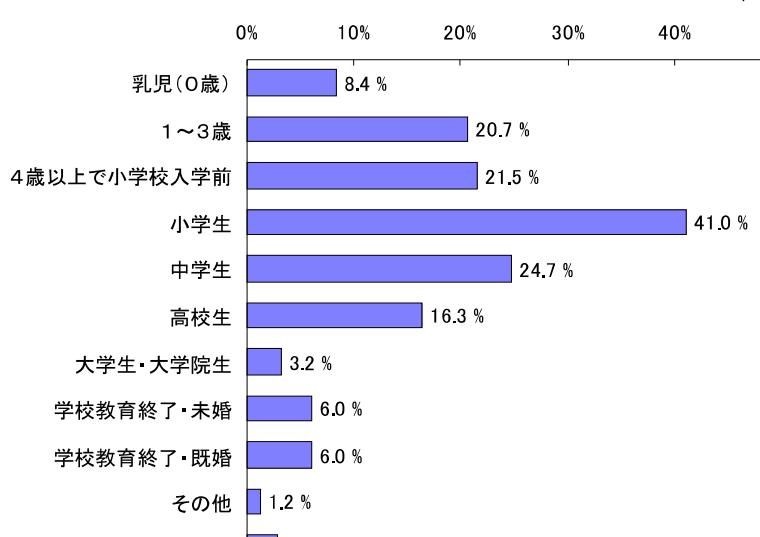
5 共働き



6 同居の子どもの人数

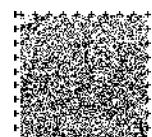
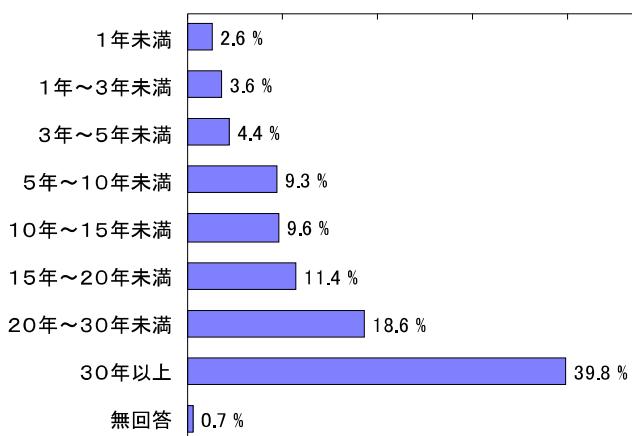


7 子どもの段階 (6で子どもがいると答えた人 (251人) に)

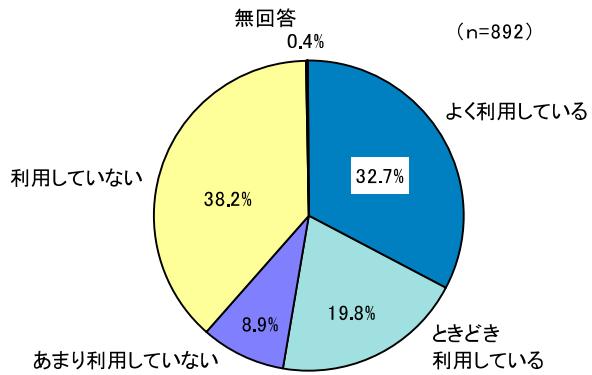


(n=892)

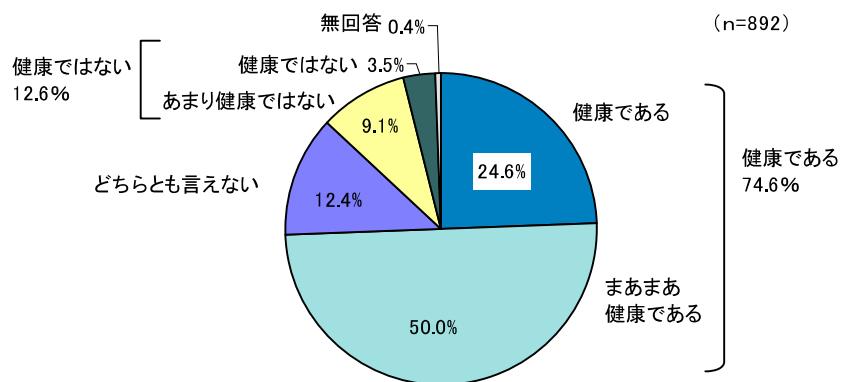
8 青梅市での居住年数



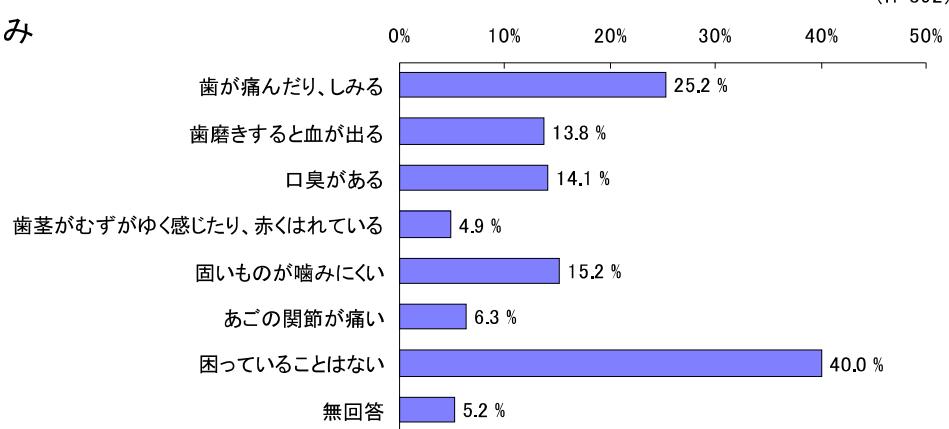
9 インターネット利用



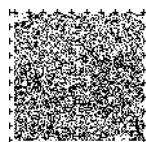
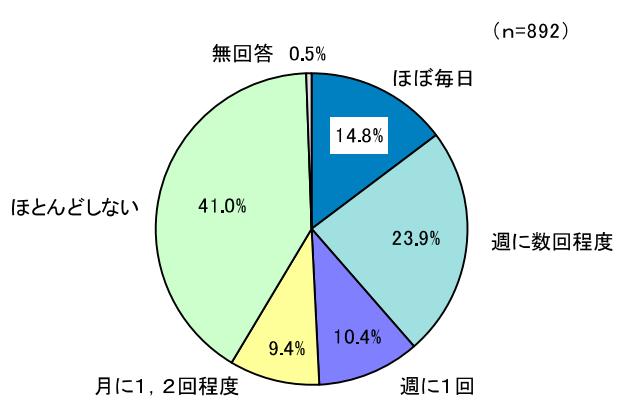
10 自分の健康状態



11 歯や口の悩み



12 1回30分以上運動



資料8 パブリックコメントについて

1 意見募集概要

- (1) 期間 平成22年2月15日(月)から平成22年3月1日(月)まで
(2) 周知方法 広報、青梅市ホームページ、青梅市健康センターおよび各市民センター窓口での閲覧
(3) 意見受付方法 郵送、持参、ファックス(いずれも健康課宛)、電子メール

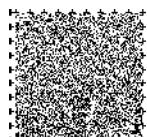
2 受付意見

- 提出者数 4人(課宛てのメール…3人、FAX…1人)

第1章 はじめに

5. 食育のネットワーク 掲載頁 P 6

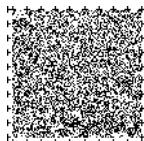
意見の概要	市の考え方
<p>食育のネットワークにおいて、家庭・地域の説明が(子ども会・PTA・自治会)となっているが、地域には食に関心を持つ市民グループや市と協働している複数の生活協同組合がある。</p> <p>家庭・地域という中に「消費者団体」として含めておく必要があるのではないか。</p>	<p>懇談会においても、同趣旨の意見が出ています。消費者運動や食育に関して、市民団体などが大きな力であることは、承知しています。地域をPTA・自治会、また事業者をJA、商工会だけに限定しているものではありません。具体的に掲げて書いてありませんが、今後、食育推進市民会議や市民ネットワークを作る段階では、参加の呼びかけを検討してまいります。</p>
<p>永山の産業観光まつりで食をテーマに各団体が展示をしている。参加しなくても、市内の主婦のネットワークがあることは把握しているか。市民・市民団体のノウハウを生かしていくという姿勢に欠けている。</p> <p>事業者は、JAや商工会ばかりではない。計画をもとに何か会議を設けるときに、この絵に描かれたメンバー構成ではダイナミックな計画の推進は望めないのではないか。</p>	



第2章 青梅市の食をめぐる現状と課題

1. 食生活と健康 掲載頁 P 9

意見の概要	市の考え方
<p>アンケートの回収率が3分の1強であり、調査として有効ではない。</p> <p>小中学校で実態調査をすべきである。高校、大学生は家庭で食事をとらない、とれないので、青梅の実態のはずだ。実態が把握されているのか、大変疑問である。まとめに疑問が多い。</p> <p>問題意識がなければ、食の格差が広がるばかりだ。</p>	<p>今回の市民意識調査結果を誤って35.5%と掲載したが、正しくは44.6%と、約半数の方から回答を得ております。</p> <p>各学校では、食や健康・体力に関する指導を推進するため、学校毎にアンケート等を行う等、児童・生徒の食生活等の実態把握に努めています。また、小学校5年生以上の児童・生徒については、全員を対象にした体力テストとともに朝食のアンケートを実施し、食事と体力の関係等を把握し、指導を行っております。なお、アンケートでは 小・中学生とも朝食を食べているとの回答が9割を超えており、朝食の重要性が認識されています。</p> <p>市民意識調査の年代別の細かい集計を見ると、ほとんど毎日朝食を食べる率は、20歳未満は、77.5%。20歳代は、54.7%。欠食の多い年代もありますが、市全体ではまとめに問題はないと考えます。</p>
<p>こどもは独立し、自分は親の介護、平日は都心でマンション暮らし等の理由で、夫婦でもお互いの寝顔しか見ない生活を何ヶ月もしているのが、実態ではないか。アンケートに現役世代・高齢者世代が調査から漏れてい る。</p>	<p>市民意識調査は18歳から70歳代の市民2,000人を無作為抽出し、892人から回答があり、その約40%が30歳から40歳代、約20%が65歳以上であり、回答結果に世代ごとの食事の状況は表れていると考えます。</p>



5. 食文化の継承 掲載頁 P15

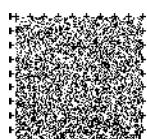
意見の概要	市の考え方
コンビニで行事食が売られているご時世。行事食が家庭で受け継がれているか疑問である。	自宅で調理することが多い伝統行事食で、東京都よりも数値が高いところに青梅の特徴が出ており、一定程度伝統が引き継がれていると考えます。

第3章 食育の基本方針

2 基本的な目標

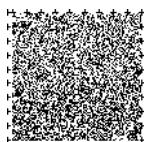
目標2 食育を通して子供の健やかな発育を促す 掲載頁 P22

意見の概要	市の考え方
食育の言葉の意味は、書かれていることだけではない。まったくナンセンス。食育の目標が、食らう・栄養補給・マナーを守り食べる、だけでよいのか。	他にも伝統的な食文化、食べる環境も、目標で上げています。



目標5 地場農産物を通して地域のつながりを広める 掲載頁 P24

意見の概要	市の考え方
<p>地場農産物は、環境問題と密接である。フードマイレージや、地場農業の再生産からの観点から、JA任せでない施策が必要。</p> <p>せっかくの有線放送で、防災だけでなく余った野菜の放送をすべきだ。</p>	<p>地産地消の推進、地場産の野菜をたくさん消費してもらうには、御指摘のとおり、PRが大切であると考えています。JAとは、定期的に農業振興について協議していますので、直売所のPRとともに地場産野菜の普及PRも重要課題として研究していきたいと思います。</p> <p>高齢化が進むなかで、気軽に身近なところで、地元の野菜が購入できたらよいと思います。そさい振興会と協議し、庭先販売を研究したいと思います。</p> <p>防災無線を使用した放送は、設置の目的が異なるため困難です。</p>
<p>家族任せの計画は無意味だ。血縁中心、家族の食育よりも、地縁中心にした食育の輪を広げるほうが行政計画の意味がある。</p>	<p>家族の食育、家族の輪がきちんと出来たうえで、はじめて食育が深まると考えます。</p> <p>地域の友人たちとの食事への取組は、目標に掲載済みです。</p>



第4章 食育の施策展開

I 食による心身の健康づくり

1. 妊娠期・乳幼児期の食育

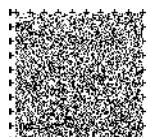
(1) 妊娠期 掲載頁 P28

意見の概要	市の考え方
<p>妊娠期の食育に関して、妊娠してからでは遅いのが実情だと思います。過度のダイエットや体を冷やす等の食習慣がもたらす結果を、本来家庭が教育すべきだが、社会的にも教育すべきである。</p> <p>食には、次世代への命の継承という大きなやくわりがある。嗜好品にかたよる食習慣をどうにかしたい。</p>	<p>妊婦食教室等で適切な食習慣や、バランスのとれた食事や作り方を学びます。</p> <p>また、各学校におきまして、食に関する指導の全体計画にもとづき、教科や給食の時間等を通して、発達段階に応じ、食事の重要性をはじめとした、食に関する指導を行っています。</p>

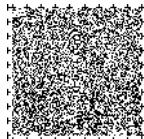
2. 学齢期の食育

(1) 小・中学生（6歳～15歳） 掲載頁 P32～34

意見の概要	市の考え方
<p>共働きで料理に手間がかけられないのが現状。そこで、給食や食教育を利用したり、給食だよりを子ども目線で充実させることで、家庭に響かせてもらいたい。</p> <p>スーパーに並んでいる野菜は、外国産や国産でも遠距離のものである。子どもたちが日常給食で食べる野菜は、地場産を使用して欲しい。</p>	<p>各学校において、食に関する指導の全体計画にもとづき、教科や給食の時間等を通して、発達段階に応じ、食事の重要性をはじめとした、食に関する指導を行っています。学校給食センターでは、年間を通じ、定期的に栄養士や調理員が給食時間に学校を訪問し、地場産野菜の利用などを説明し、食への理解を深めています。</p> <p>今年度の給食だよりでは、食育をテーマいたしました。今後も、内容の充実を図ります。懇談会においても、同趣旨の意見が出ていました。必要に応じて、市内の農家で生産する地場産農産物を使用していますが、地場産農産物だけで、給食に必要な量をまかなう事は困難な状況です。</p> <p>学校給食用物資納入基準に従い納入できる方であれば、納入業者として登録できますが、給食センターでは相当量を必要としていることや安全性の観点から、生産者を取りまとめるそさい振興会を通じ調達するのが適当であると考えております。</p> <p>なお、地場産農産物の供給を増やすため、そさい振興会給食部会員の増加対策等について関係機関と研究してまいります。</p>



意見の概要	市の考え方
<p>学校給食で、菓子パンは食事ではない。減らして、米飯給食を増やして欲しい</p>	<p>給食は児童生徒に食べてもらうことが基本です。学校給食のパンの種類については、児童生徒の食生活や嗜好にあったパンも考慮に入れて、適正な栄養量の範囲で提供しています。</p> <p>米飯給食については、懇談会においても、同趣旨の意見が出ていましたが、米飯給食の回数は、現在の藤橋・根ヶ布調理場の炊飯能力が3,000食程度であり、回数の増加は困難です。今後、施設老朽化対応策を検討する中で、炊飯能力の向上についても検討してまいります。</p>
<p>小学校低学年における給食喫食時間が15分では短い。時間を増やして欲しい。</p> <p>第二小学校の給食自校化に伴い、独自の食育への取り組みをしてもらいたい。</p> <p>調理場の老朽化に伴い、各校とも給食自校化にしてもらいたい。</p>	<p>平成21年度の小学校低学年の給食に関する調査結果によりますと、喫食時間が「かなり不足している」という学年はなく、「やや不足している」が2校でした。各学校では1日の授業時程を見直したり、4校時の終了時間の厳守や給食準備の効率化など、工夫して喫食時間の確保に努めています。</p> <p>食育の取り組みにつきましては、各学校に配置された食育リーダーを中心に進めてまいります。</p> <p>今後も、改築をする必要が生じた学校への自校調理方式の導入に関しましては、総合的に検討してまいります。</p>

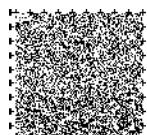


意見の概要	市の考え方
<p>料理教室は、社会教育や農協に任せておけばよい。教室に申し込んでこない市民・子供を対象に、子供だけでも参加出来る企画を進めるべきである。料理教室を子供の居場所づくりの手段に利用した後、食育ボランティアの活動場所にして欲しい。</p>	<p>夏休み料理教室は、各課共催事業で給食センター調理員たちと一緒に料理するため、子供たちだけで気軽に参加できる企画です。また、親子クッキングは、共稼ぎ等で、なかなか親と一緒に料理を作る機会のない児童等を対象に、親と一緒に料理を作る楽しさを味わってもらう企画です。</p> <p>活動場所については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
<p>学校給食の書かれている内容が、給食の提供という視点だけである。食育リーダーの養成も学校の先生に押付けるだけで物事が進むのか。センター方式で食事を作る現場から児童生徒が遠ざけられ、片付け時間が無いので、早く食べろと急がされている現状だ。</p> <p>食育基本法は、絵に描いた餅である。</p>	<p>教員の配置は、東京都が行っていますので、引き続き、東京都に対し、栄養教諭の配置を要望してまいります。学校においては、授業を通し、学んだことや調べたことをもとに、限られた時間の中で、意見を発表し合ったり、各家庭において家族のための食事を作る活動等により食に関する意識を育んでいます。</p>

3. 成人期の食育

(1) 壮年期 (25歳~39歳) 掲載頁 P38

意見の概要	市の考え方
<p>壮年期については、食育の対象よりも、子供に伝えながら、自分たちも成長していくと、とらえるべきである。</p>	<p>子育て世代であるこの時期は、子供の食習慣に気を配る、家族の健康を守る意識が必要な旨、記載済みです。</p>

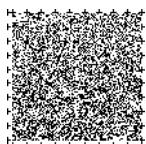


II. 青梅の食でつくる魅力ある地域づくり 掲載頁 P45

意見の概要	市の考え方
今までの意見を盛り込んだ取り組みは、行政が書くべきである。	表現に多少の相違があるものご意見の趣旨は、取り組みに記載されていると考えます。

1. 地産地消の推進と食文化の継承 掲載頁 P46

意見の概要	市の考え方
<p>地産地消の重要な意味についての説明が不十分です。</p> <p>日頃から世界中の食をかき集め輸入している一方、外国には輸出できる食材があつても、自国には回せない現実に触れる必要性を感じます。さらに、環境問題の視点からもフードマイレージやバーチャルウォーターという問題が存在することを市民に示す必要性を感じます。</p>	ご意見を参考に、趣旨を盛り込んでまいりたいと思います。

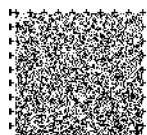


(1) 地産地消運動の推進 掲載頁 P47

意見の概要	市の考え方
地産地消の農産物販売の拠点がJA直売所中心となっているが、高齢化の中で、車を使わず気軽に自転車や徒歩で買い物ができる取組みができないか。	<p>地産地消の推進、地場産の野菜をたくさん消費してもらうには、御指摘のとおり、PRが大切であると考えています。JAとは、定期的に農業振興について協議していますので、直売所のPRとともに地場産野菜の普及PRも重要課題として研究していきたいと思います。</p> <p>高齢化が進むなかで、気軽に身近なところで、地元の野菜が購入できたらよいと思います。そさい振興会と協議し、庭先販売を研究したいと思います。</p>
青梅市そさい振興会学校給食部会の部会員を増やすことで供給量（使用量）を増やせることだが、学校給食部会員でない農家のの方々にも、納入・提供ができるように仕組みの見直しを図る必要があるのではないか。 限られた団体への支援で調達するという考え方では、かえって推進の妨げになる心配は無いのか。	<p>地場産野菜の納入について、そさい振興会以外の農家を制限するものはありません。学校給食用物資納入基準に従い納入できる方であれば、納入業者として登録できます。しかし、給食センターでは相当量を必要としていることや安全性の観点から、生産者を取りまとめるそさい振興会を通じ調達するのが適当であると考えております。今後も、学校給食用物資納入基準を遵守し、食材の調達をしてまいります。</p> <p>なお、そさい振興会給食部会員の増加対策等について関係機関と研究してまいります。</p>

計画全般について

意見の概要	市の考え方
わかりやすいように、現在行われている政策、充実が必要な項目、市民の協力が必要な項目に区分すべきである。	今回の計画については、ご意見のようなまとめ方はいたしませんでした。具体的な施策等については、今後検討してまいります。



資料9 食育基本法（平成17年法律第63号）

前文

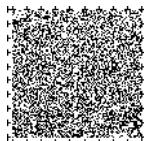
- 第一章 総則（第一条—第十五条）
 - 第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）
 - 第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）
 - 第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）
- 附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようになるとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようになることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦（そう）身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾（はん）濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。



国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

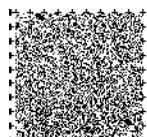
第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。



(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

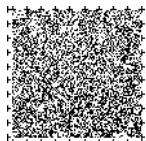
第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。



(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

- 第十一條 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。
- 2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

- 第十二條 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

- 第十三條 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

- 第十四條 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

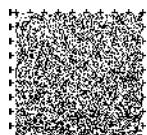
(年次報告)

- 第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

- 第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。



- 2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 食育の推進の目標に関する事項
 - 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには必要な事項
- 3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

- 第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。
- 2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

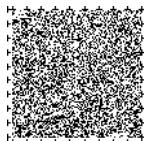
(市町村食育推進計画)

- 第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。
- 2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

- 第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊娠婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。



(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦(そう)身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

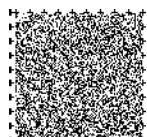
(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。



(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

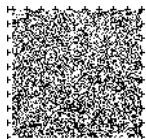
(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。
3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。



(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）
 - 二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

- 2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

- 2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。



附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成一七年七月政令二三五号により、平成一七・七・一五から施行〕

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

十七 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の二の次に次の一号を加える。

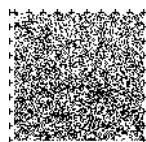
二十七の三 食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

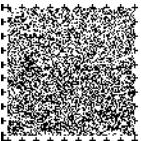
第四十条第三項の表中「少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」を「食育推進会議 食育基本法少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」に改める。

附 則〔平成二一年六月五日法律第四九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日〔平成二一年九月一日〕から施行する。〔後略〕





青梅市食育推進計画

平成22年3月

発行 東京都青梅市
編集 健康福祉部健康課
東京都青梅市東青梅 1-11-1
TEL 0428-22-1111 (代表)
FAX 0428-23-2195
URL <http://www.city.ome.tokyo.jp/>

